

資料 1-4
平成 24 年 10 月 30 日
産業連関技術会議
総務省政策統括官室

平成 23 年（2011 年）産業連関表作成基本要綱

付 錄

（案・中間報告）

目 次

第1章 取引基本表の基礎理論

1 対象期間	1
2 地域的範囲	1
(1) 国内概念と国民概念	1
(2) 我が国の取引基本表での扱い	2
3 記録の時点	2
(1) 発生主義と現金主義	2
(2) 我が国の取引基本表での扱い	3
4 金額による評価	3
5 部門分類	4
(1) 部門分類の概念	4
(2) 部門分類の原則	4
(3) 生産活動主体分類	5
(4) 部門分類の種類及び分類コード	9
(5) 最終需要部門と粗付加価値部門	11
6 取引基本表の基本的構造	13
(1) 取引基本表の作成方法に関する選択肢	13
(2) 価格評価と表形式（生産者価格評価表と購入者価格評価表）	14
(3) 消費税（付加価値税）の扱いと表形式	17
(4) 輸入の扱いと表形式	19
7 国内生産額の価格評価	20
(1) 国内生産額の重要性とコントロール・トータルズ（CT）	20
(2) 国内生産額に関する価格評価	20
(3) 国内生産額の重複計算	20
8 内生部門及び最終需要部門の取引の計上方法	21
(1) 内生部門	21
(2) 資本財の取引	21
(3) 在庫	22
9 輸出及び輸入の価格評価	23
(1) 普通貿易の輸出品	23
(2) 普通貿易の輸入品	23
(3) 特殊貿易及び直接購入の輸出入	23
10 特殊な扱いをする部門	24
(1) 商業部門及び運輸部門の活動の表章方法	24
(2) コスト商業とコスト運賃	24
(3) 削・副産物	27
(4) 帰属計算を行う部門	31
(5) 仮設部門	34

(6) 使用者主義と所有者主義	37
(7) 政府及び対家計民間非営利団体の活動	38
(8) 分類不明	39
(参考) 産業連関表（取引基本表）と国民経済計算との相違	40

第2章 投入係数、逆行列係数、誘発係数等

1 各種係数の概要	43
(1) 投入係数	43
(2) 逆行列係数	43
(3) 影響力係数と感応度係数	44
(4) 最終需要項目別生産誘発額 等	45
(5) 最終需要項目別粗付加価値誘発額 等	46
(6) 最終需要項目別輸入誘発額 等	46
2 産業連関分析上の留意点	46
(1) 投入係数の安定性	46
(2) その他の留意点	48

第3章 我が国における産業連関表作成事業の沿革

1 我が国における産業連関表の作成状況	49
(1) 昭和 26 年（1951 年）表	49
(2) 昭和 30 年（1955 年）表	49
(3) 昭和 35 年（1960 年）表	50
(4) 昭和 40 年（1965 年）表	50
(5) 昭和 45 年（1970 年）表	50
(6) 昭和 50 年（1975 年）表	51
(7) 昭和 55 年（1980 年）表	51
(8) 昭和 60 年（1985 年）表	51
(9) 平成 2 年（1990 年）表	51
(10) 平成 7 年（1995 年）表	52
(11) 平成 12 年（2000 年）表	52
(12) 平成 17 年表（2005 年）表	52
2 産業連関表に関する統計審議会及び統計委員会への諮問及び答申	52
(1) 産業連関表の推計の実施について	53
(2) 政府が行う産業連関表の作成について	54
(3) 昭和 30 年産業連関表と国民所得統計の間の調整について	54
(4) 経済計算の新体系について	55
(5) 産業連関表の基幹統計としての指定について	56

付 錄

第1章 取引基本表の基礎理論

我が国の産業連関表は、各府省庁の共同事業として作成された第2回目の産業連関表である昭和35年表において、国民所得統計との整合性や日本標準産業分類及び国際標準産業分類に準拠した部門分類の採用などが図られ、これにより、我が国における産業連関表の枠組みが形成された。その後は、付録第3章「我が国における産業連関表作成事業の沿革」に記載したとおり、作成時点における生産活動の実態や経済状況を踏まえつつ、SNAや最新の産業分類との整合性等も勘案しながら、逐次、改善が進められている。

今回作成する平成23年表の作成基本フレーム及び基本方針で示された課題の検討結果については、それぞれ第1部第2章及び第3章記載のとおりであるが、本章では、産業連関表として作成される各種統計表の中核であり、かつ、統計法上の「基幹統計」としての指定範囲である「取引基本表」に関する基礎的な理論について、第1部第2章の構成に沿って、その詳細を説明する。したがって、以下の説明においても、特に「産業連関表」という表記が必要な場合を除き、「取引基本表」と表記する。

1 対象期間

取引基本表に記録される生産活動や取引の対象期間は、通常、1月から12月までの1年間（暦年）である。

我が国の取引基本表では、各府省庁の共同事業として作成を開始した昭和30年（1955年）表以来、西暦年の末尾が0又は5の年を対象年次にするとともに、当該年の1月から12月までの1年間を対象期間として作成することを原則としてきた。しかし、今回作成する取引基本表については、第1部第2章1(1)及び第3章5(1)記載のとおり、例外的に、平成23年（2011年）の1年間を対象期間として作成する。

2 地域的範囲

(1) 国内概念と国民概念

取引基本表を作成する上での地域的範囲のとらえ方としては、「国内概念」及び「国民概念」の二つがある。

国内概念とは、「ある国の領土から当該国に所在する外国政府の公館、軍隊等を除いたものに、領土外に所在する当該国の公館、軍隊等を加えたもの」を範囲とする考え方である。例えば、我が国の領土内で行われた外国企業の活動は含まれるが、我が国の企業が外国の領土内で行った活動は除かれる。また、我が國の在外公館が行う活動は含まれるが、我が国に所在する外国政府の公館や米国の軍隊等の活動は含まれない（図4-1-1を参照）。

これに対して国民概念とは、当該国の居住者を対象とする概念であり、「居住者」とは、当該国において、長期間、相当規模の経済活動に携わるものという。例えば、国内に居住している自国民や、国内に長期間居住している外国人、国内で活動している自国の企業・機関や外国籍の企業・機関は居住者である。また、海外に短期間滞在している自国民も居住者である。一方で、留学や治療目的等で国内に滞在している外国人は、利害の中心が滞在国ではなく、母国にあると考

えられることから、居住者に含まれない。

(2) 我が国の取引基本表での扱い

我が国の取引基本表では、従前から、原則として国内概念を採用し、日本国内で行われた生産活動や取引を記録の対象としている。ただし、「家計消費支出」の部門のみは、「国民概念」で表章した上で、居住者家計による海外市場における消費を「(控除) 輸入(直接購入)」、非居住者家計による国内市場における消費を「輸出(直接購入)」として計上しており、これにより、「国内概念」に変換することを可能としている(家計消費支出の扱いの詳細については、第3部第2章第2節の「家計消費支出」を参照)。

図4-1-1 取引基本表における国内の範囲



3 記録の時点

(1) 発生主義と現金主義

取引基本表が対象とする生産活動や取引の記録時点の考え方としては、「発生主義 (accrual basis)」及び「現金主義 (cash basis)」の二つがある。

発生主義とは、これら生産活動や取引が実際に行われた時点で記録することをいう。

これに対して、現金主義とは、所得の受取や支払が行われた時点で記録することをいう。

生産活動や取引に伴う所得の発生と分配、支払までの経済の流れには、通常、タイムラグが生じるため、現金主義で記録した場合、取引基本表の二面等価(粗付加価値部門の合計と最終需要部門(輸入を控除)の合計が一致すること)は成立しない。しかし、発生主義で記録すると、二面等価は常に維持される。

(2) 我が国の取引基本表での扱い

我が国の取引基本表では、二面等価を維持するために、従前から、原則として発生主義を採用している。具体的な記録の時点は、以下のとおりである。

ア 財・サービスの生産活動や取引

財は、対象年次中に生産されたものが対象になり、サービスは、対象年次中に提供されたものが対象になる。

イ 中間生産物（例えば、原材料）の取引

中間生産物が需要部門（列記部門）において現実に消費された時点（中間生産物を投入して生産が行われた時点）をもって取引の時点とし、その時点が対象年次中のものを中間取引額として計上する。^{（注4-1-1）}

（注4-1-1）列記部門が、中間生産物を購入してから、実際の生産に使用するまでは「在庫」として扱われる。

ウ 最終需要部門への産出

（ア）消費支出に関する部門（統合大分類にいう「家計外消費支出」、「民間消費支出」及び「一般政府消費支出」に該当する部門）への産出については、原則として、売買行為が成立した時点をもって記録の対象とする。取引の対象となった財の引渡しに係る遅延の有無は問わない。

（イ）「国内総固定資本形成」への産出については、資本財の引渡しが行われた時点をもって記録する。

（ウ）「在庫純増」への産出については、生産者又は流通業者が、取引の対象となった生産物の所有権を有することとなった時点をもって記録する。

（エ）「輸出（普通貿易）」及び「輸入（普通貿易）」については、関税当局の通関許可が行われた時点を基準とする。

エ 生産期間が1年を超える財（長期生産物）

（ア）最終的な使用者が所有権を得たとみなされる時点まで「在庫純増」として国内生産額に計上する。長期生産物の完成品の国内生産額は、「完成品の金額－前年までの半製品・仕掛品在庫純増の額」とする。

（イ）自己勘定（自家用として使用される財の生産）による資本の生産については、最終的な使用者が所有権を得ているため、仕掛品であっても、対象年次の1年間の進捗量を「国内総固定資本形成」として計上する。ただし、建設物の場合は、所有権の移転が無くても工事進捗量を国内生産額として「国内総固定資本形成」に計上する。

（ウ）動植物の育成長についても自己勘定の考え方は同様であり、資本用役を提供するもの（乳用牛、競走馬、果樹、茶等）については、「国内総固定資本形成」に計上する。また、それ以外の専門的生産者の育成長分は、「半製品・仕掛品在庫純増」に計上する。

オ 生産期間が1年を超えるサービス

サービスの提供の終了時点をもって国内生産額として計上されるため、在庫は存在しない。

4 金額による評価

取引基本表は、1年間に行われた生産活動や取引の実態を記録したものであるが、これらの大さきを評価するに当たっては、数量による評価と、金額による評価の二通りの方法が考えられる。

財については、それぞれに固有の数量単位がある。したがって、これによって生産活動や取引の大きさを計ることとすれば、価格に係るその時々の変化や地域差による影響が排除され、純粋に生産技術を媒介とした物量的な産業連関分析が可能となる。一方で、サービスの多くは、固有の数量単位を持たない。また、財であっても、複数の細品目から構成される部門では、同一の行部門に含まれる各品目が、同一の単位を持つとは限らないし、列部門については、投入される原材料等の種類が多様であることから、同一の数量単位で計測することは不可能である。

このため、我が国の取引基本表では、「金額」を共通の尺度として、生産活動や取引の大きさを評価する。なお、取引基本表が、このように金額のみの表示となっていることを補うため、一部の財については、付帯表の一つとして、「物量表」を作成している。

5 部門分類

(1) 部門分類の概念

世の中には、非常に様々な活動が行われているが、これらを取引基本表の中で表章するためには、これら活動を一定の項目に集約する必要がある。これら項目のことを「部門」という。

厳密には（狭義では）、取引基本表の内生部門（「中間需要」及び「中間投入」）を構成する各項目を「部門」、内生部門の分類の体系を「部門分類」と呼ぶ。外生部門（「最終需要」及び「粗付加価値」）が含まれるのは、外生部門が生産活動そのものではないためである。したがって、取引基本表の大きさは、内生部門の行及び列の部門数をもって表される（後記（4）イを参照）。後記（2）から（4）については、専ら内生部門の部門分類について説明する。

しかし、取引基本表の作成実務上又は利用上、外生部門を構成する各項目についても、「部門」と呼び、内生部門及び外生部門の分類の体系全体を「部門分類」と総称する場合が少なくなく（広義）、むしろ、それが一般的でさえある。本要綱においても、説明の便宜上、広義で用いている場合がある。

(2) 部門分類の原則

ア 「生産活動単位」に基づく分類

（ア）我が国の取引基本表において、行部門は、1年間に生産された商品の用途や販路構成を表すことから、原則として商品分類により分類されている。一方、列部門は、生産活動ごとの費用構成を表すものであり、原則として「生産活動単位」、いわゆるアクティビティベースにより分類されている。（注4-1-2）

（イ）生産活動単位とは、具体的には、投入係数によって表される生産技術を意味する。つまり、生産活動単位による分類とは、投入構造の類似性に着目して行う分類方法をいう。

したがって、生産活動単位による分類においては、

- ① 同一の生産技術で生産された同一の商品は、たとえ、どの産業で生産されようとも、同一の部門に格付ける。
- ② 一方で、同一の商品であっても、生産技術が異なれば、別の部門に格付ける（例えば、火力発電と原子力発電）。
- ③ 同一事業所内で複数の商品が生産されている場合、生産技術の相違によって複数の部門への割り振りがあり得る。この点、複数の活動を行っている事業所を、その主たる経済活動によって分類する日本標準産業分類の格付けの考え方とは異なる。

- ④ 異なる生産技術で生産された異なる商品を、それぞれ別部門に格付けることは言うまでもない。
- (ウ) 我が国の取引基本表は、前記(ア)記載のとおり、厳密には、行部門が商品分類、列部門が生産活動単位による分類である。ただ、我が国の取引基本表の部門分類が「産業」ベースではないという点を明確にするなどの理由から、「我が国の取引基本表は、原則として、生産活動単位、いわゆるアクティビティベースの分類である」と一括して表現する場合が多い。

(注4-1-2) 一つの商品が一つのアクティビティに対応する部門については、列部門についても商品分類となっている。我が国の取引基本表について、「商品×アクティビティ（商品）のクロス表」（第1部第1章の3(1)）とされているのは、このためである。

イ 部門分類の基準

部門の新設や分割、統合、概念・定義・範囲の変更等については、取引基本表の作成の都度、国内生産額の増減、技術変化のほか、時系列比較や国際比較なども勘案して行われる。

平成23年表における部門分類の基準については、第2部の3(3)イを参照。

ウ 列部門と行部門の対応関係

内生部門の列部門と行部門とは、原則的に、1対1で対応する形で設定される。

しかし、石油精製のように、一つの生産工程から単価も用途も異なる複数の商品が生産されている場合や、産業機械のように、一つの事業所で共通に仕入れた原材料等を消費して単価も機能も異なる複数の商品が生産されている場合には、1つの列部門に対して、行部門が商品ごとに分割される。このようなことから、取引基本表は、列部門より行部門の数が多い縦長の表になっている。

なお、電力のように、火力、原子力等の異なる生産設備又は生産工程から同一商品（この場合、電気）を生産している場合もある。このような場合には、逆に、列部門は、生産設備や生産工程により分割され、行部門は1つにまとめられている。

(3) 生産活動主体分類

ア 生産活動主体分類の意味

取引基本表の記録対象となる商品の多くは、「生産に要した費用を回収する価格で、市場で販売することを意図して生産される財・サービス」であり、これらの商品の生産・供給主体は専ら「産業」である。しかし、取引基本表では、このほかに、政府や対家計民間非営利団体から供給される次の①又は②に掲げるような財・サービスについても「商品」の一つとして、記録の対象に含まれている。

- ① コストに見合わない価格又は無償で提供される財・サービス
- ② 市場において販売されない財・サービス

我が国の取引基本表では、これら様々な商品を「基本分類」として分類しているが、基本分類では、商品を、生産構造の相違、つまり、生産活動単位（アクティビティベース）の相違によって分類することが原則とされており（厳密には、行部門は商品、列部門がアクティビティによる分類。前記(2)を参照）、そのままでは、商品の生産・供給主体（つまり、産業、対家計民間非営利団体、政府）の相違についてまで考慮するものとはなっていない。

そこで、昭和50年表からは、国際連合で示されたSNA（当時は68SNA）への対応の一

環として、基本分類は、商品の生産・供給主体に着目した「生産活動主体」^(注4-1-3)による分類機能も有するものに改められ、今日に至っている。

具体的には、基本分類の名称末尾に★印を付すことによって、生産活動主体の分類指標とし、これにより、基本分類が、本来の生産活動単位による分類だけでなく、生産活動主体による分類機能をも有するものとしている。

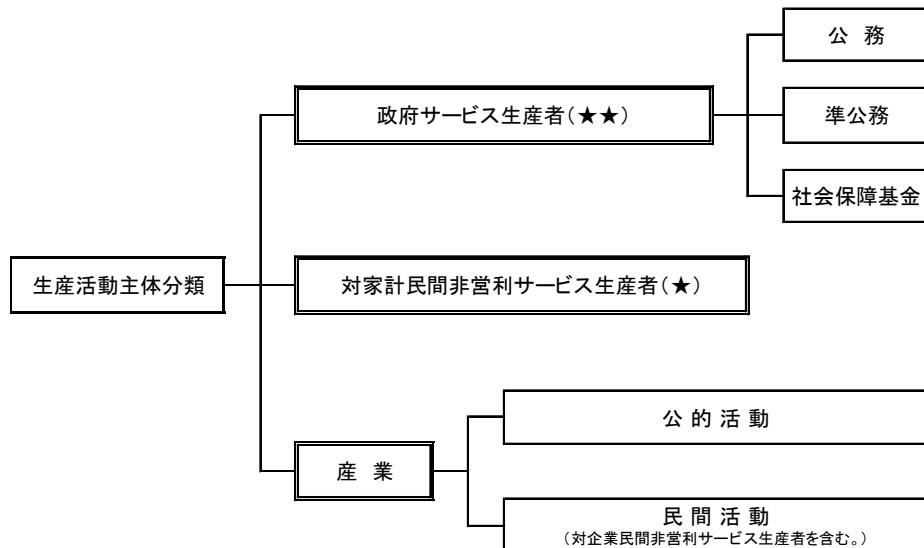
(注4-1-3)「生産活動主体分類」は、SNA上は、「経済活動別分類」と呼ばれるものに相当するが、我が国の取引基本表では、「商品を生産し、提供する主体は誰なのか」という点を明確にする趣旨で、従前から「生産活動主体分類」という用語を使用している。

イ 生産活動主体分類の体系

平成23年表で用いる生産活動主体分類の体系は、図4-1-2のとおりであり、次の3つに大きく区分される。

- ① 政府サービス生産者 ⇒ 基本分類の名称末尾に「★★」を付す。
- ② 対家計民間非営利サービス生産者 ⇒ 基本分類の名称末尾に「★」を付す。
- ③ 産業 ⇒ 無印

図4-1-2 生産活動主体分類の体系



このうち、産業については、さらに「民間活動（対企業民間非営利サービス生産者を含む。）」及び「公的活動」の区分を設けるとともに^(注4-1-4)、政府サービス生産者については、「公務」、「準公務」及び「社会保障基金」^(注4-1-5)の区分を設けている。

また、学校給食については、本来、教育機関が実施するものであるが、実態としては、教育機関が直接行う場合と給食センター等の外部機関に委託して実施する場合がある。しかし、実際にサービスを行う機関で分類すると、推計上支障を生じるのみならず、利活用上混乱を生じるおそれがある。そのため、取引基本表では、本来、学校給食を実施すべき機関である教育機関の生産活動主体分類に基づいて区分している。

以下では、それぞれの区分についての概要を記載する。

なお、平成23年表に係る生産活動主体による分類作業の一環として行った公的部門の格付けに際しての基準及び格付け結果の詳細については、第1部第3章別表5のとおりであり、

それぞれの区分への格付けに係るチャート表については、同じ別表5の参考のとおりである。

(注4-1-4) 産業に関する細区分については、平成17年表まで「民間事業所」及び「公的企業」としてきたが、一方が「事業所」で、もう一方が「企業」という用語上の不均衡があったこと、また、取引基本表上の扱いとして、事業所としての活動であるか、企業としての活動であるかを問わないことから、平成23年表では、それぞれ「民間活動」、「公的活動」に名称変更した。

(注4-1-5) 政府サービス生産者の細区分については、平成17年表まで「公務」及び「準公務」の2区分としていたが、平成23年表においては、93SNAで示された基準による公的部門の格付けの全面的な見直しの結果、新たに「社会保障基金」の区分を加えた（後記才(7)を参照）。

ウ 政府サービス生産者

(ア) 「政府サービス生産者」とは、93SNAの基準では、次表に掲げる要件を満たす者をいう。

区分	要件
「社会保障基金」	① 政府による賦課・支配があること ② 社会全体又は特定の部分をカバーしていること ③ 強制的加入・負担の制度であること
「社会保障基金」以外の政府サービス生産者	① 金融機関に該当しないこと ② 活動内容に市場性がないこと ③ 政府による所有・支配があること

「社会保障基金」とは、従来、「準公務」及び「対家計民間非営利サービス生産者」に含まれていた社会保険事業を、公的部門の格付けの見直しを踏まえて、平成23年表において、新たに設けた区分である（SNAとしては、68SNA以来、設けられていた区分である）。社会保障基金以外の政府サービス生産者には、行政機関が一般的に行っている活動のほか、独立行政法人や特殊法人等の活動も一部含まれる。

(イ) 「政府サービス生産者」の活動には、便益の享受者や費用徴収の観点から、「集合的サービス」及び「個別的服务」の2つのサービスが含まれている。

【集合的サービス】防衛、法や社会秩序の維持、立法や一般的な行政活動など、社会全体に対するサービスを指す。社会全体に対するサービスであることから、税収や他の政府収入によって賄われる。

【個別的服务】個別的服务とは、教育や保健衛生など、国民が個別に便益を享受するサービスを指す。提供されるサービスに応じて、費用の一部が徴収される場合もある。

(ウ) なお、我が国の産業連関表では、分析の用に供するため、SNAには存在しない独自の区分として、社会保障基金以外の「政府サービス生産者」を、さらに、「公務」及び「準公務」に区分している。それぞれの区分の内容及び格付けの考え方は、次のとおりである。

【公務】「産業」に、類似のサービスを提供する部門がなく、政府が直接行う活動又は特殊法人及び独立行政法人等の活動によってしか提供されないサービス。

【準公務】準公務とは、原則として、「産業」に、類似のサービスを提供する部門が存在するものの、社会的、公共的サービスの提供という観点から、その価格又は料金が、著しくコストに見合わない水準に設定されているサービスであるため、政府が直接行う活動又は特殊法人及び独立行政法人等の活動によって提供されるサービス。

具体的には、保健、教育、文化などの公共サービスで、その価格又は料金が著しくコストに見合わない水準に設定されているものが該当する。

なお、次の①～③に掲げる条件を満たす場合には、「産業」に類似のサービスを提供する部門が存在しない場合でも、「準公務」と格付けることができることとしている。

- ① 投入・産出構造が「公務（中央）」又は「公務（地方）」と著しく異なっていること
- ② 国内生産額が、部門の統合基準である1000億円を下回っていないこと
- ③ 日本標準産業分類において、公務以外に相応の分類が存在すること

エ 対家計民間非営利サービス生産者

「対家計民間非営利サービス生産者」とは、政府及び独立行政法人等の活動のうち、93SNAの基準により、次の①～④に掲げる要件を満たすもの（第1部第3章別表5を参照）のほか、私立の教育機関、宗教団体、労働組合、学術・文化団体、政治団体などが該当する。

- ① 社会保障基金に該当せず、かつ、金融機関にも該当しないこと
- ② 活動内容に市場性がないこと
- ③ 政府による所有・支配がないこと
- ④ サービスの提供先が専ら家計であること

オ 産業

(ア) 総論

「産業」とは、主に、市場で生産コストをカバーする価格で販売することを目的に、財・サービスの生産活動や取引を行う者をいう（93SNAの基準では、売上高が生産費用の50パーセント以上であれば、市場性があるものとしている。）。

このうち、政府が当該活動に係る議決権の半数を保有しているなど、政府の支配又は所有が認められる場合には「公的活動」、そうでない場合には「民間活動」として格付けられる。公的活動には、主に、独立行政法人及び特殊法人等の活動や中央政府の特別会計、地方政府の公営事業会計等のうち、金融仲介活動や市場性を有する非金融活動であって、かつ、政府による所有又は支配の関係が存在するものが該当する。

(イ) 対企業民間非営利サービス生産者

以下の①～③に掲げる要件を満たす「対企業民間非営利サービス生産者」については、市場性がなくても、「産業」として扱う。これは、これらの団体が提供するサービスが、もし、当該団体から提供されなければ、結局、企業自らが行わなければならない性格のものであることによる。

具体的には、各種経済団体などが、これに該当する。

- ① 民間企業又は団体に対して活動するもので、営利を目的としないこと。
- ② 企業又は団体の能率又は収益力を高めるために、技術指導や試験、研究などのサービスを提供している民間の研究機関や各種の団体（特別の法律によって設立された認可法人のうち、政府の出資を受けない一部の認可法人を含む。）であること。
- ③ 運営資金については、関連する企業又は団体からの負担金や会費により運営され、かつ、これら負担金や会費が、提供されたサービスに対する支払として扱われること。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)のほか、次に掲げるものも、「産業」として扱っている

- ① 持家や給与住宅など、一般的に家賃が発生しないと考えられるものについても、賃貸住宅と同様、居住者が家賃を支払っているものとみなして帰属計算を行い、「産業」（「住宅賃貸料（帰属家賃）」）として扱う。（後記10(4)ウを参照）
- ② 農林漁家が、自家消費のために農林水産物を生産する活動も、「産業」として扱う。

(4) 部門分類の種類及び分類コード

ア 部門分類の構成

(ア) 我が国の取引基本表を表章する際の部門分類については、第1部第2章4(2)記載のとおり、「基本分類」を最も詳細な分類とし、これを統合した「統合分類」として、

- ・「統合小分類」(分類コードは4桁)
- ・「統合中分類」(分類コードは3桁)
- ・「統合大分類」(分類コードは2桁)

を設けている。また、取引基本表の説明用として、統合大分類をさらに集約した「ひな形」も用いている。

(イ) 投入額及び産出額の推計及び計数の調整作業は、基本分類に基づいて行うが、投入額及び産出額を推計する基礎となる国内生産額を推計するため、作業上の更に詳細な分類として「細品目分類」(分類コードは10桁)^(注4-1-6)も設けている。

一般的に、基本分類の部門を細かく分類することにより、精度の高い結果が得られ、また、各部門における投入係数も安定したものになるといわれている。しかし、一方で推計に用いる資料の制約から、一定の精度を確保するためには、分類の詳細化にも限界がある。このような制約を踏まえ、我が国の取引基本表では、表4-1-1のとおり、近年は、行が約500、列が約400の数の基本分類で作成している。^(注4-1-7)

(ウ) 統合分類は、投入係数、逆行列係数等の各種係数を提供し、産業連関分析を可能とするための分類であることから、内生部門は、行・列ともに同じ部門数となっている。なお、速報は、作業の進捗、公表の早期化への要望及び一般的な産業連関分析のニーズへの対応を勘案して、従前から、統合中分類、統合大分類及びひな形により作成し、公表している。

(エ) 前記(ア)記載の分類のほか、付帯表の一つである「屑・副産物発生及び投入表」において特に用いる部門として「競合部門」という用語がある。これは、ある部門(商品)について、主産物として扱われる場合と、屑・副産物として発生・投入される場合の両方が存在する(競合する)部門の呼称として用いている。

例えば、「碎石」については、それを主生産物として生産される場合がある一方で、「銑鉄」の鉱さい(鉱滓)として発生する場合もある。このような場合、「碎石」を主生産物として生産する方は、表章上、基本分類の分類コードがそのまま利用されるが、「銑鉄」の鉱さい(鉱滓)として発生する場合については、分類コードに、後記エ記載の特殊符号を付して、区別がなされる。

(注4-1-6) 基本分類の国内生産額を推計するに当たり、細品目分類ごとの国内生産額を集約することは本文記載のとおりであるが、実際の国内生産額の推計過程においては、基本分類と細品目分類の間に「統合品目」(分類コードは8桁)という中間的な品目を設けている。これは、完成品と部分品が同じ基本分類の中で扱われている場合や、異なる性格の商品群が同一の基本分類に位置付けられているときに、国内生産額の推計の流れを分かりやすくするために設けているものであり、細品目分類の国内生産額を、統合品目である完成品や部分品、一定の商品群に集計した上で、更に、各統合品目の国内生産額を合算して基本分類の国内生産額が求めている。

(注4-1-7) 産業別の部門分類数の推移及び府省庁別の担当部門数の推移については、第1部第3章の表1-3-2及び表1-3-3を参照。

表4－1－1 部門数の変遷

	基本分類		統合小分類	統合中分類	統合大分類	ひな型
	行	列				
昭和30年（1955年）表	310	278	122	54	—	—
35年（1960年）表	453	339	153	56	—	6
40年（1965年）表	447	341	156	56	—	10
45年（1970年）表	541	407	160	60	—	10
50年（1975年）表	554	407	165	61	—	13
55年（1980年）表	541	406	164	72	28	13
60年（1985年）表	529	408	183	84	29	13
平成2年（1990年）表	527	411	187	91	32	13
7年（1995年）表	519	403	186	93	32	13
12年（2000年）表	517	405	188	104	32	13
17年（2005年）表	520	407	190	108	34	13
23年（2011年）表	518	397	190	108	37	13

イ 取引基本表の大きさの表し方

産業連関分析においては、投入係数や逆行列係数などの係数を用いるが、これらは内生部門の行列について作成される。このようなことも踏まえ、取引基本表の大きさは、内生部門の行及び列の部門数をもって表される。例えば、平成23年（2011年）表の基本分類による取引基本表は、「518×397部門表」と表す。

統合分類については、「統合大（中・小）分類表」と表すほか、行・列とも同じ部門数で作成されていることから、その共通の部門数をもって、「190部門表」と表す。

ちなみに、「統合小分類」及び「統合中分類」という名称が用いられるようになったのは、昭和50年表からであり、それまでは、例えば、「60×60部門表」と表していた。

ウ 分類コード

表章に用いる部門分類の分類コードは、従前から、以下の桁数で設定している。^(注4-1-8)

- ・統合大分類：2桁
- ・統合中分類：3桁
- ・統合小分類：4桁
- ・基本分類：行部門は7桁、列部門は6桁

^(注4-1-8) 国内生産額の推計段階のみで用い、取引基本表の表章上は現れない統合品目については、基本分類の行部門の分類コードである7桁に1桁を加え、計8桁として扱っている。また、細品目分類については、同じ行部門の分類コードである7桁の3桁を加え、計10桁として扱っている。実務上、統合品目が「8桁分類」又は「8桁品目」、細品目分類が「10桁分類」又は「10桁品目」と呼ばれる場合があるのは、このことによる。

このうち、基本分類及び統合小分類の分類コードについては、従前から、相互に整合性が図られていたが（統合小分類の4桁の分類コードと当該小分類に属する基本分類の分類コードの上4桁が同じになるように設定されていた。）、統合中分類及び統合大分類については、機械的に連番が付されていた。

そこで、平成23年表においては、①日本標準産業分類の平成19年改定に合わせて部門分類が見直されたこと、②統合大分類及び統合中分類と、統合小分類及び基本分類の分類コードの不整合を解消する必要があることから、分類コードについて見直しを行い、各部門の分類

コードを全面的に更新した。

詳細は、第1部第3章6(3)を参照。

エ 特殊符号

特殊な扱いをしている部門（後記10を参照）のうち、屑・副産物の発生・投入、商業マージン及び国内貨物運賃を、投入表や産出表などで表章する際には、利用者の便宜に資するため、分類コードの末尾に、次のような特殊符号を付している（実務上、「2付き」、「3付き」のようにいう場合がある。）。

・屑 投 入 :	2
・屑 発 生 :	3
・副産物投 入 :	4
・副産物発 生 :	5
・商業マージン :	6
・国内貨物運賃 :	7

〔参考〕平成17年表の投入表（2031-01 石油化学基礎製品の列）（抄）

列コード・名称 行コード・名称	取引額 (生産者価格)	表の読み方
2031-01 石油化学基礎製品	1950273	
(前略)		
2111-018 液化石油ガス	62	液化石油ガスを本業とする部門からの液化石油ガスの投入
2111-018-4 液化石油ガス	9520	液化石油ガス以外の部門から、副産物として発生した液化石油ガスの投入
2111-018-5 液化石油ガス	-173509	石油化学基礎製品の生産活動の過程で副産物として発生した液化石油ガス
(中略)		
6111-011-6 卸売	16652	石油化学基礎製品の生産活動を行う上で支払った商業マージン
6111-012-6 小売	140	同上
(中略)		
7122-011 道路貨物輸送（自家輸送を除く。）	406	コスト運賃（生産過程の一環として行われた輸送活動など）
7122-011-7 道路貨物輸送（自家輸送を除く。）	8150	生産した石油化学基礎製品を販売する上で必要となった国内貨物運賃
(後略)		

（5）最終需要部門と粗付加価値部門

ア 取引基本表の外生部門である最終需要部門と粗付加価値部門は、表4-1-2のとおり、家計外消費支出の扱いを除けば、名称に相違はあるものの、内閣府が作成する国民経済計算（基幹統計）の各項目にほぼ対応している。

イ 家計外消費支出

家計外消費支出は、いわば「企業消費」ともいるべきものである。最終需要部門の〔列〕「家計外消費支出」では、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費に係る企業消費の内訳を商品別に計上する。一方、粗付加価値部門の〔行〕「家計外消費支出」では、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費を列部門別に計上する。つまり、各生産部門（列部門）がこれらの経費をどれだけ支出したかを計上する。そして、家計外消費支出の行部門及び列部門の合計は一致する。

表4－1－2 産業連関表と国民経済計算との対応

① 最終需要部門

産業連関表	国民経済計算(内閣府)
家計外消費支出(列)	(内生部門に格付けされている。)
民間消費支出 家計消費支出 対家計民間非営利団体消費支出	民間最終消費支出 家計最終消費支出 対家計民間非営利団体最終消費支出
一般政府消費支出 中央政府集合の消費支出 中央政府集合の消費支出(社会资本等減耗分) 中央政府個別の消費支出 中央政府個別の消費支出(社会资本等減耗分) 地方政府集合の消費支出 地方政府集合の消費支出(社会资本等減耗分) 地方政府個別の消費支出 地方政府個別の消費支出(社会资本等減耗分)	政府最終消費支出 中央政府集合消費支出 中央政府個別消費支出 地方政府集合消費支出 地方政府個別消費支出
国内総固定資本形成(公的) 国内総固定資本形成(民間)	国内総資本形成 総固定資本形成 公的 一般政府 企業設備 住宅 民間 企業設備 住宅
在庫純増 生産者製品在庫純増 半製品・仕掛品在庫純増 流通在庫純増 原材料在庫純増	在庫品増加 民間企業 公的企業 一般政府
輸出 輸出(普通貿易) 輸出(特殊貿易) 輸出(直接購入)	財貨・サービスの輸出 財貨 輸送、旅行、通信、保険、その他 (再掲) 直接購入
(控除) 輸入 輸入(普通貿易) 輸入(特殊貿易) 輸入(直接購入) (控除) 関税 (控除) 輸入品商品税	財貨・サービスの輸入 財貨 輸送、旅行、通信、保険、その他 (再掲) 直接購入 -[付加価値の「生産・輸入品に課される税」に含まれている。] -[付加価値の「生産・輸入品に課される税」に含まれている。]

(注) 産業連関表の枠内の□は、統合大分類に対応する最終需要の項目である。

国民経済計算では、家計外消費支出を、企業が生産活動や取引を行う上で直接的に必要となる営業経費であるとして、内生部門に格付け、外生部門(最終需要部門及び粗付加価値部門)には含めていない。

しかし、我が国の取引基本表では、家計外消費支出について、以下の理由から、外生部門に位置付けている。

- ① 最終需要としての面から見ると、各部門から家計外消費支出の部門に対し現物の形で产出(移転)されたものと考えられること。
- ② 粗付加価値としての面から見ると、生産活動に直接必要とされるものではなく、いわば営業余剰の一部から配分されたものであり、産業部門から家計外消費支出部門に対して、

② 粗付加価値部門

産業連関表	国民経済計算（内閣府）
家計外消費支出（行）	(内生部門に格付けされている。)
宿泊・日当	
交際費	
福利厚生費	
雇用者所得	雇用者報酬
賃金・俸給	賃金・俸給
社会保険料（雇用主負担）	雇主の現実社会負担
その他の給与及び手当	雇主の帰属社会負担
営業余剰	営業余剰・混合所得
資本減耗引当	固定資本減耗
資本減耗引当	
資本減耗引当（社会资本等減耗分）	
間接税（関税・輸入品商品税を除く。）	生産・輸入品に課される税
(控除) 経常補助金	(控除) 補助金

(注1) 「賃金・俸給」の扱いに関して、産業連関表では「現物給与評価額」及び「給与住宅差額家賃」が「その他の給与及び手当」となっているが、国民経済計算（内閣府）では「賃金・俸給」として計上されている。

(注2) 産業連関表の枠内の □ 内は、統合大分類に対応する粗付加価値の項目である。

現物の形で移転されたものとして考えられること。

③ 家計外消費支出は、原材料のように、生産活動を行う上で一定の比率で投入されるわけではないと考えられ、これを外生化することにより、投入係数（内生部門の生産構造）が一層安定的になると考えられること。

6 取引基本表の基本的構造

(1) 取引基本表の作成方法に関する選択肢

取引基本表の作成方法には、大きく分けて、二通りの方法がある。

一つは、68SNAに基づき、〔行〕商品×〔列〕産業で構成される「産業別商品投入表」(U表)と、〔行〕産業×〔列〕商品で構成される「産業別商品産出構成表」(V表)の二つを作成した上で、産業技術仮定^{注4-1-9)}又は商品技術仮定^{注4-1-10)}のいずれかの仮定を置いて、この2つの表から間接的に、〔行〕商品×〔列〕商品を作成する方法であり、もう一つは、〔行〕商品×〔列〕商品を直接作成する方法である。

我が国においては、昭和26年の試算表以来、一貫して、〔行〕商品×〔列〕アクティビティ(商品)の表を直接作成する方法を採用している。

(注4-1-9) 「産業技術仮定」とは、同一の産業で生産された商品は、どの商品であっても同一の生産技術構造を持つと仮定することをいう。具体的には、A産業で生産された商品にはすべてA産業の投入比率、B産業で生産された商品にはすべてB産業の投入比率を適用して、産業別・商品別投入額を計算し、それを商品ごとに集計して商品別の投入額を推計する。

(注4-1-10) 「商品技術仮定」とは、どの産業で生産されても同一の商品であれば、同一の生産技術構造を持つと仮定することをいう。具体的には、どの産業で生産されたかに関係なく商品別の国内生産額を計算し、a商品にはそれを主産物とするA産業の、b商品にはそれを主産物とするB産業の投入比率を適用して商品別投入額を推計する。

(2) 価格評価と表形式（生産者価格評価表と購入者価格評価表）

ア 価格の評価方法

我が国の取引基本表では、前記4記載のとおり、個々の取引の大きさを、商品共通の尺度である「金額」によって記録しているが、その際に「金額」を、どの段階の価格でとらえるのかが問題となる。それによって、生産額や取引額が変化するからである。

実体経済の中では、たとえ同一かつ同量の商品であったとしても、同じ価格で取引されるとは限らない。これは、取引段階の差異に基づく場合もあるし、地理的・時期的な要因、需給状況又は取引形態の相違等に基づく場合もある。

例えば、生産者の出荷価格と消費者が購入する価格は基本的に異なると考えられるほか、同じ企業の同じ製品でも、需要期か非需要期か、あるいは、大口需要者向けか小口需要者向けかにより価格が異なる場合がある。

このようなことから、取引基本表に記録するための価格評価については、次のような二つの視点がある。

○ 「生産者価格」によるか「購入者価格」によるか

前者は、生産者の出荷価格で評価する方法であり、後者は、取引の最終段階における価格で評価する方法である。

○ 「実際価格」によるか「統一価格」によるか

前者は、実際に取引がなされた価格で評価する方法であり、後者は、取引先や取引形態にかかわらず単一の価格を別途設定して評価する方法である。

この二つの視点の組合せによって、価格評価の方法には、次の四通りが考えられる。

- ① 実際価格による生産者価格評価
- ② 実際価格による購入者価格評価
- ③ 統一価格による生産者価格評価
- ④ 統一価格による購入者価格評価

我が国の取引基本表では、このうち、「① 実際価格による生産者価格評価」と「② 実際価格による購入者価格評価」により取引基本表を作成しており、前者を「生産者価格評価表」、後者を「購入者価格評価表」と呼んでいる。^(注4-1-11)

統一価格による評価方法を採用していないのは、一次統計から得られる取引額のデータが実際価格の集積であるのに対し、統一価格で評価するためには、「統一価格をどのように設定するか」「仮に、統一価格が設定できたとしても、その価格を統一価格と判断してよいか」という課題を別途解決しなければならないからである。

なお、付加価値税（消費税）の扱いによっても、表形式は複数の選択肢があるが、これについては、後記(3)を参照。

(注4-1-11) 基本分類及び統合小分類においては、部門数が多く、利用上、行列式の形式にすることが必ずしも適当ではないと考えられる場合があるため、従前から、「投入表」及び「産出表」をそれぞれ作成するとともに、その中に、生産者価格、商業マージン額、国内貨物運賃額及び購入者価格を表章することにより、生産者価格評価表と購入者価格評価表の両方が読み取れる表としている。

イ 生産者価格評価表と購入者価格評価表

(ア) 両表の表形式と相違点

生産者価格と購入者価格との相違は、取引額に流通経費、すなわち、商業マージン及び国内貨物運賃が含まれているか否かである（図4-1-3を参照）。

生産者価格評価表では、取引を生産者の「出荷価格」で記録する。そのため、購入者が入手するまでに要した商業マージン及び国内貨物運賃については、購入側の列部門と〔行〕商業及び〔行〕運輸業との交点に一括して計上する。

一方、購入者価格評価表では、商業マージン及び国内貨物運賃を個々の取引額に含めて計上する。その結果、〔行〕商業及び〔行〕運輸業の行部門には、「コスト商業」、「旅客運賃額」及び「コスト運賃」（後記10(2)を参照）のみが計上され、商業マージン及び国内貨物運賃は、商業及び運輸業の行部門には計上されない。

なお、生産者から最終消費者に直接提供され、商業マージン及び国内貨物運賃が発生しないサービス関係の多くの部門については、生産者価格と購入者価格は同額となる（第2部の●を参照）。

(イ) 両表に係る利用上の特徴

生産者価格評価表及び購入者価格評価表について、利用上の観点から見れば、それぞれ次のような特徴がある。

まず、購入者価格評価表は、現実の取引認識に近い価格であるため、各列部門の生産原価の構成を読み取ることが容易である。

一方で、商業マージン及び国内貨物運賃の額は、商品ごとに異なり、また、同一の商品であっても取引形態の相違によって異なることが多いなど、必ずしも安定的とはいえない。通常の産業連関分析では、できるだけ安定的な投入係数を必要とするため、生産者価格評価による取引基本表の方が、利便性が高い。我が国の産業連関表においても、投入係数表や逆行列係数表は、生産者価格評価表から作成されており、産業連関分析は、生産者価格評価表を基本にして行われる。

ウ 基本価格

我が国の取引基本表にあっては、後記7(2)記載のとおり、国内生産額について、「生産者価格」で評価されているが、SNAでは、68SNA以来、「基本価格」による取引額の評価が提唱されている。

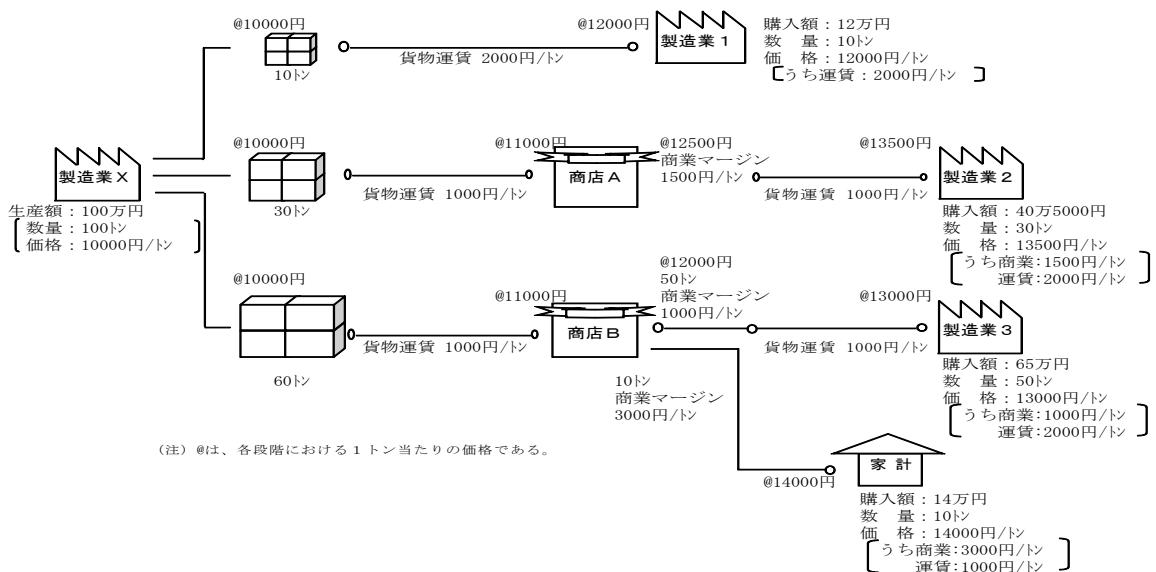
基本価格とは、生産者価格から消費税、たばこ税、酒税などの間接税を差し引き、受け取る補助金を加えた価格をいう（したがって、基本価格による取引基本表は、税抜き表の延長線上にあると理解することもできる。）。

これは、間接税の税率そのものが必ずしも安定的ではなく、各取引額に税額を含めると、生産構造とは別の要因によって投入係数が左右されると考えられるためである。例えば、購入者が企業であるか家計であるかによって税率が異なる場合があるほか、同一の部門に格付けされる商品群の中で税率が異なる場合には、購入する商品の構成が変わることによって取引額が変化することなどが挙げられる。

新しい統計法に基づいて策定された公的統計基本計画においても、基本価格表示による取引基本表の作成に向けた検討が求められており、これを受けて、平成23年表の作成に当たって検討を行ったが、第1部第3章の別紙1⑤記載のとおり、データ上の制約等の理由から見送ることとなった。

図4-1-3 生産者価格評価表と購入者価格評価表

① 価格形成の流れ 一仮設例一



② 生産者価格評価表(例)

		中間需要			最終需要			需要合計 (控除)	輸入	国内生産額	単位: 千円
		製造業1	製造業2	製造業3	消費費	投資	輸出				
中間投入	商品X	100	300	500	0	100	0	0	1000	0	1000
	商業	0	45	50	0	30	0	0	125	0	125
	運輸	20	60	100	0	10	0	0	190	0	190
粗付加価値											
国内生産額		-----									

(注) 図4-1-3 ①の数字を表にしたものである。

③ 購入者価格評価表(例)

		中間需要			最終需要			需要合計 輸入	控除			国内生産額	
		製造業1	製造業2	製造業3	消費費	投資	輸出		商マジン	貨物運賃			
中間投入	商品X	120	405	650	0	140	0	0	1315	0	-125	-190	1000
	商業	$\begin{bmatrix} 100 \\ 0 \end{bmatrix}$	$\begin{bmatrix} 300 \\ 0 \end{bmatrix}$	$\begin{bmatrix} 500 \\ 0 \end{bmatrix}$		$\begin{bmatrix} 100 \\ 0 \end{bmatrix}$							
	運輸	0	0	0	0	0	0	0	0	125	0	125	
粗付加価値													
国内生産額		-----											

(注) 図4-1-3 ①の数字を表にしたものである。商品Xの行には、商業マージン及び貨物運賃が含まれた取引額が計上されている。

(3) 消費税（付加価値税）の扱いと表形式

ア 消費税の性格

付加価値税のうち、酒税やたばこ税のような特定の物品やサービスを課税対象とする個別間接税については、課税額（＝納税額）が商品の価格に転嫁されて、中間需要、最終需要の区別無く税込の価格により売買されることから、そのまま投入コストとして表示される。

これに対して、消費税は、原則として、国内において行われる全ての取引段階において課税される多段階課税方式の間接税であり、しかも、中間取引段階において税が累積されないようにするため、仕入れに係る税が控除される（図4-1-4を参照）。つまり、商品を販売した者が納める税額は、販売額にかかる税額から流通の前段階で負担した税額を控除したものとして計算される仕組みになっている。

そのため、消費税を取引基本表上、どのように扱うかに当たっては、実際に動いた金額をそのまま表示する方法と、本来コストとして認識される金額に基づいて表示する方法という異なる考え方があり得る。

図4-1-4 従来の間接税と消費税の相違

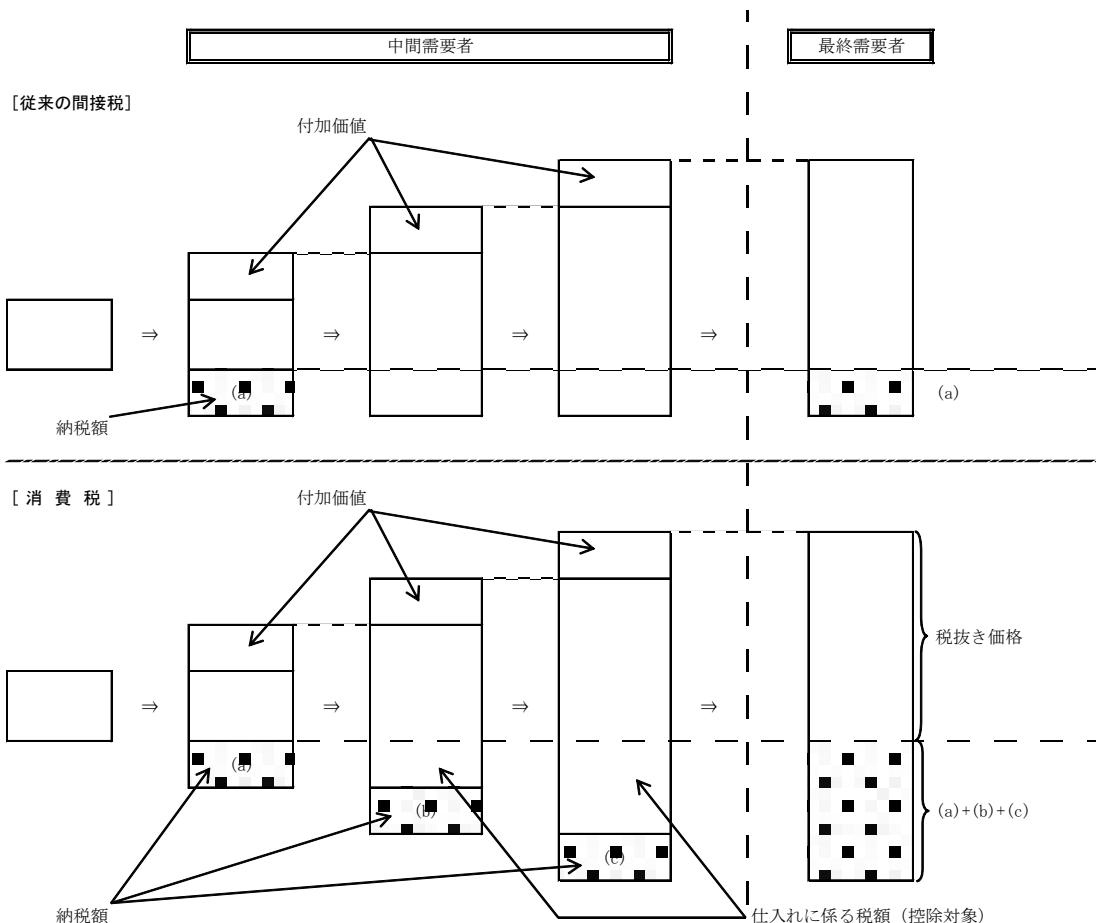


図4-1-5 消費税の表章形式

① 税込み表(例)

	A	B	C	D	E	中間需要計	最終需要	輸入	国内生産額
						消費	投資	輸出	
中間投入	A	840				840		-210	630
	B		945			945		100	1045
	C			1050		1050	105	200	1355
	D	105			105	210	840	315	1765
	E		105	105		210	420	105	735
中間投入計	105	840	1050	1155	105	3255	1260	525	5530
粗付加価値	500	200	300	600	600	2200			
うち納税額	25	5	5	10	30	75			
国内生産額	630	1045	1355	1765	735	5530			

- (注1) 免税となる輸出を除き、すべての取引において5%課税が行われ、完全に転嫁されていると仮定したもの。
- (注2) 取引額をそのまま計上しているため、税額計算上の控除等の要因は考慮していない。
- (注3) 実際は、非課税取引、免税業者の存在、輸出免税、簡易課税制度等があり、各マス目とも、必ずしも税抜き×1.05=税込みとはならない。
- (注4) 我が国の取引基本表上、消費税の納税額は、他の間接税とともに「間接税」部門に含まれている。

② 税抜き表(例)

	A	B	C	D	E	中間需要計	最終需要	輸入	国内生産額
						消費	投資	輸出	
中間投入	A	800				800		-200	600
	B		900			900		100	1000
	C			1000		1000	100	200	1300
	D	100			100	200	800	300	1700
	E		100	100		200	400	100	700
中間投入計	100	800	1000	1100	100	3100	1200	500	5300
粗付加価値	500	200	300	600	600	2200			
国内生産額	600	1000	1300	1700	700	5300			

(注) この表は、税込み表から、消費税を除いたものである。

イ 消費税の表章形式 (図4-1-5を参照) (注4-1-12)

(ア) 税込み表(グロス表)

これは、税を含んだ流通段階での販売・購入価格をそのまま表示する方法である。

内生部門に含まれる消費税は、原則として、その原材料を生産・販売した事業者において課税される一方、納税段階では、累積排除のため購入側(投入側)において控除されているが、投入金額には、この金額も含まれている。

我が国の取引基本表では、実際の取引額を読み取ることができるという長所から、消費税制度の導入以来、税込み表で表章している。

(イ) 税抜き表

税が産業活動に対して完全に中立であるとするならば、取引数量の変化がない場合であっても取引額を変化させ、結果として投入係数に影響を与える税は、投入係数の安定性を目指す取引基本表においては取り除く必要があると考えることもできる。税抜き表は、この考え

方に立って、すべての取引において、取引金額に占める税額を完全に取り除いて作成される表という。

(注4-1-12) 税込み表及び税抜き表のほかに、「ネット表」という考え方もある。

これは、納税段階において、控除可能な税額を控除した額で表示する方法である。ただし、日本の消費税においては、例えば、小規模事業者について免税業者になることが認められているが、免税業者は納税義務がない一方で、仕入れに伴う税額控除を行うこともできない。そのため、ネット表であっても、免税業者に関するデータについては、結局、税込み表と同様、仕入額がそのまま計上されることになる。

(4) 輸入の扱いと表形式

ア 競争輸入型表と非競争輸入型表

取引基本表を作成する上で、輸入をどのように扱うかについては、大別して二つの方式がある。

一つは、同じ種類の商品については、国産品と輸入品との区別を行わず、一括して扱うものであり、この方式による取引基本表を「競争輸入型表」という。これに対し、同じ種類の商品であっても、国産品と輸入品とを区別して扱う方式を「非競争輸入型表」という。

イ 我が国の表形式

我が国の取引基本表では、原則として、国産品と輸入品をまとめて計上する「競争輸入型表」を採用しているが、小麦、大豆等の重要な輸入品については、国内生産額の大小に関係なく、輸入品の行部門を別掲している。したがって、正確には、「競争・非競争混合輸入型表」といえる。

ただ、基本分類及び統合小分類の各取引額については、輸入額を内数として別掲しており、これにより、以下の図4-1-6の「③ 完全非競争輸入型表」への組替えが可能になるようにしている。

輸入の扱い別の表形式については、図4-1-6のとおりである。

図4-1-6 輸入の扱い別の表形式

① 完全競争輸入型表(例)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	国内 生産額
A	10	60	30	40	10	0	0	-100	50
B	20	10	50	10	20	15	10	-35	100
C	5	10	5	50	60	40	40	-50	160
D	5	5	20	15	70	30	30	-25	150
粗付加 価値	10	15	55	35					
国内 生産額	50	100	160	150					

(注) 粗付加価値、輸出及び(控除)輸入を除く各マス目の数値は、国産品と輸入品との合計値である。

② 競争・非競争混合輸入型(例)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	国内 生産額
A	5	10	20	10	5	0	0	0	50
A(輸入)	5	50	10	30	5	0	0	-100	0
B	20	10	50	10	20	15	10	-35	100
C	5	10	5	50	60	40	40	-50	160
D	5	5	20	15	70	30	30	-25	150
粗付加 価値	10	15	55	35					
国内 生産額	50	100	160	150					

(注) 商品Aについてのみ、輸入品が行部門として特掲されており、その他の商品B、C、Dについては国産品と輸入品の合計が計上されている。

③ 完全非競争輸入型(基本型)(例)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	国内 生産額
国 産	A	5	10	20	10	5	0	0	50
	B	10	10	30	10	20	10	0	100
	C	5	10	5	40	30	40	0	160
	D	5	5	15	15	55	25	30	0
輸 入	A	5	50	10	30	5	0	-100	0
	B	10	0	20	0	0	5	0	100
	C	0	0	0	10	30	10	-50	0
	D	0	0	5	0	15	5	0	0
粗付加 価値	10	15	55	35					
国内 生産額	50	100	160	150					

(注) 輸入品の品目別内訳を示さず、部門別の合計値のみを示したものである。

④ 非競争輸入型(簡略型)(例)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	国内 生産額
国 産	A	5	10	20	10	5	0	0	50
	B	10	10	30	10	20	10	0	100
	C	5	10	5	40	30	40	0	160
	D	5	5	15	15	55	25	30	0
輸 入		15	50	35	40	50	20	0	-210
粗付加 価値	10	15	55	35					
国内 生産額	50	100	160	150					

7 国内生産額の価格評価

(1) 国内生産額の重要性とコントロール・トータルズ (CT)

国内生産額とは、一言でいえば、部門ごとの1年間の生産及び取引の総額である。

部門別の国内生産額は、取引基本表の推計作業を行うに当たり、まず初めに推計される計数であり、投入額及び産出額は、この国内生産額を確定させた上で、その内訳として推計される（第2部第1章の図2-1-1を参照）。このため、国内生産額に誤りがあると自部門の投入額及び産出額の推計をやり直す必要が生じるだけでなく、他部門の投入額及び産出額にまで影響し、取引基本表全体の精度が左右される。このように、国内生産額は、取引基本表の行部門及び列部門両面の「制御値」として極めて重要なものであり、このような位置付けから、コントロール・トータルズ (control totals)、略して「CT」と呼ばれることが多い。

(2) 国内生産額に関する価格評価

国内生産額は、基本的には、商品の生産高やサービスの売上高をもって計測されており、その意味で、「実際価格」に基づく「生産者価格」で評価されている。

主な事項別の国内生産額の評価方法については、第2部の●を参照。

なお、前記6(2)ア記載のとおり、我が国の取引基本表では、①実際価格による生産者価格評価（生産者価格評価表）と、②実際価格による購入者価格評価（購入者価格評価表）の二種類の表を作成しているが、購入者価格評価表にあっては、内生部門の個々の取引額に商業マージン及び貨物運賃が上乗せされている分を、最終需要部門における「(控除) 商業マージン」「(控除) 国内貨物運賃」で相殺し、そうすることで、国内生産額が生産者価格であることを維持している。

(3) 国内生産額の重複計算

ア 同一基本分類内

国内生産額の推計に当たっては、基礎統計から、まず、細品目分類（約3,600／前記5(4)ア(イ)を参照）ごとに国内生産額を推計する。そして、統合品目への集計を経て、これらを基本分類部門ごとに積み上げて、各部門の国内生産額を推計する。

このため、同一基本分類部門内で、ある品目が他の品目の原材料として使用されている場合には、その原材料の部分の国内生産額は、重複して計上される。

なお、国内生産額の重複は、細品目分類を生産工程ごとに細かく分類すればするほど大きくなる。

〔国内生産額の重複計算のイメージ〕

基本分類：電気音響機器

（細品目）〔以下の例は、厳密には、統合品目（前記5(4)ア(イ)の注4-1-6を参照）〕

電気音響機器	9,461億円
電気音響機器の部分品、取付具、付属品	2,426億円
計	11,887億円

〔注〕部分品を組み立てた完成品9,461億円の完成品の中には、2,426億円の部分品が含まれているが、基本分類ベースでみると、この分が重複計算され、11,887億円の国内生産額となる。

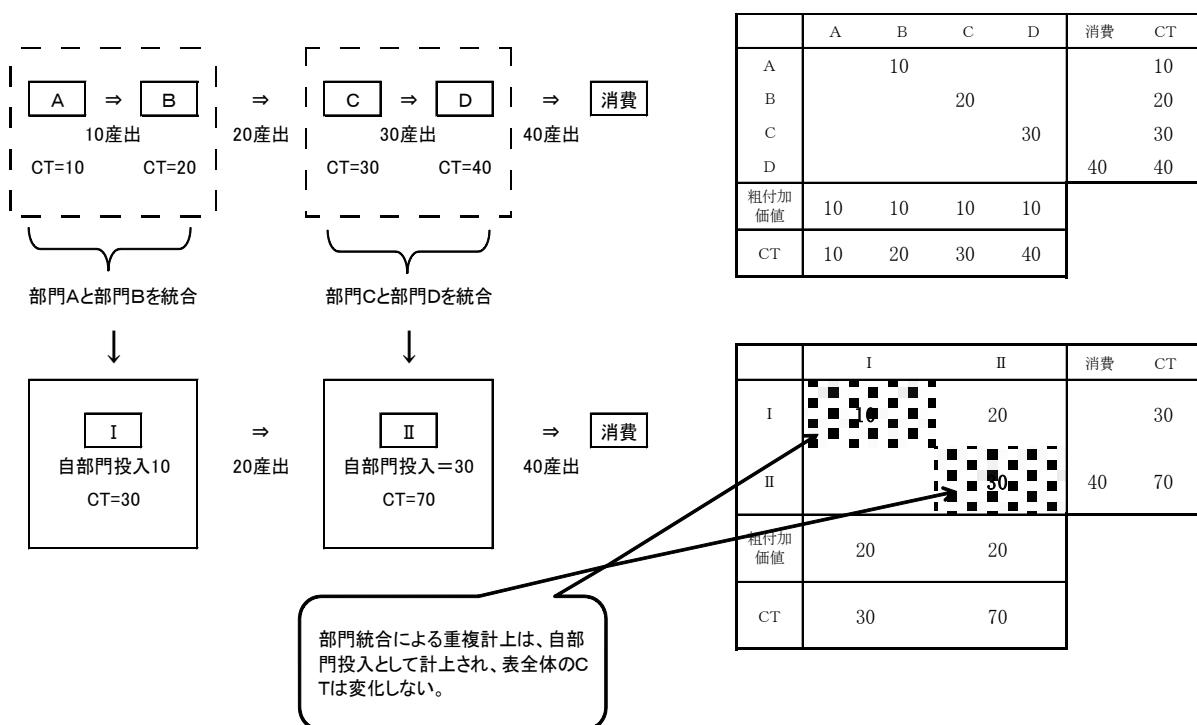
イ 基本分類をまたぐ場合の重複

前記アでは、同一基本分類内の国内生産額の重複計上について述べたが、これは、基本分類をまたぐ場合も同様である。例えば、自動車に関する国内生産額は、完成品、車体及びエンジン等の部品といったように、それぞれ異なる基本分類で推計されているが、完成品である自動車の国内生産額の中には、他の基本分類において既に計上されているこれら自動車部品等の国内生産額も含まれている。つまり、自動車部品等の国内生産額は、自部門と完成品である自動車の部門において、重複して計上されている。

ウ 部門の統合による重複

国内生産額の重複計上は、部門を統合することでも発生し、部門分類を統合すればするほどその重複の度合いが高まる。しかし、部門分類を統合した場合、国内生産額の重複は、統合された部門の行部門と列部門との交点に自部門投入として集積されるだけであり、統合によって、取引基本表全体として国内生産額が変化する訳ではない（図4-1-7を参照）。

図4-1-7 部門統合による国内生産額の重複



8 内生部門及び最終需要部門の取引の計上方法

(1) 内生部門

取引基本表の内生部門に示されている各セルの数値は、基本的に各部門間で行われた商品の取引額を表している。ただし、この取引額とは、厳密には、取引基本表の対象年に支払われた購入額がそのまま計上されるわけではなく、対象年の行われた生産活動に必要とされた「消費額」を意味している。（前記3(2)イを参照）。

(2) 資本財の取引

耐用年数が1年以上で単価が10万円以上のいわゆる「資本財」については、次の①～⑤に掲

げる場合を除き、どの部門が購入した場合でも、内生部門の取引額としては計上せず、すべて最終需要部門の「国内総固定資本形成」に計上する。

どの部門がどのような資本財をどれだけ購入したかについては、別途、付帯表として作成する「固定資本マトリックス」によって明らかにする。

なお、各列部門の減価償却費（資本財の使用に伴うその年の減耗分）については、粗付加価値部門の「資本減耗引当」の欄に計上する。

[内生部門に計上する資本財の取引] (注4-1-13)

- ① 機械に組み込まれて新たな別の機械を構成するもの（機械組込）
- ② 建設部門がその建設活動の中間財として購入した場合（建設迂回）
- ③ 土木工事の工事費の内訳として扱われる財（土木迂回）
- ④ 鋼船に組み込まれた機械（造船迂回）
- ⑤ 自衛隊が購入した武器等

(注4-1-13) 「機械組込」とは、他の機械に組み込まれることで、新たな別の機械の一部になることをいう。

「建設迂回」とは、建設活動に伴い、例えば、エレベータやボイラなどの資本財がビルの一部となることで、建設業の活動を迂回して（すなわち、建設業者がこれらの資本財を原材料として中間投入して）資本形成されることをいう。

「土木迂回」とは、橋梁や水門のように資本財ではあるが、施工のために土木工事が必要で、工事費の内訳として扱われる場合が該当する。

「造船迂回」とは、造船する際に、ボイラや通貨機械などの資本財が船舶に組み込まれる場合をいう。

(3) 在庫

我が国の取引基本表では、在庫について「在庫純増」として、1年間の変動分を計上することとしている。つまり、対象年次末（例えば平成23年末）の在庫から対象年次の前年末（例えば平成22年末）の在庫を差し引いた変動分（対象年次残高－対象年次の前年末残高）をいう。

ア 「生産者製品在庫純増」には、対象年次に生産された製品のうち、販売又は出荷待ちの商品、つまり、どの部門にも販売されず、かつ、自家消費もされなかつたものの増減を年間平均の市中価格で評価し、計上する。（図4-1-8の①を参照）。

イ 「半製品・仕掛品在庫純増」には、対象年次の生産活動において、生産途中のものであり、かつ、更に手を加えることなしには、販売又は出荷がされないものの増減を年間平均の市中価格で評価し、計上する。（図4-1-8の②を参照）。

ウ 「原材料在庫純増」には、対象年次に購入された原材料のうち、その年に使用されなかつたものの増減を年間平均の市中価格で評価し、計上する。この場合、その原材料を購入した行部門との交点に計上するのではなく、その商品（原材料）が本来属する行部門（販売又は出荷前の部門）との交点に計上する（図4-1-8の③及び④を参照）。

エ 「流通在庫純増」には、卸・小売業が仕入れた商品のうち、販売されなかつたものの増減を年間平均の市中価格で評価し、計上する。（図4-1-8の⑤及び⑥を参照）。

なお、輸入された商品が在庫となるのは、「原材料在庫純増」と「流通在庫純増」のみである。

図4-1-8 「在庫純増」計上の例

木製家具製造業者が、国産材と輸入材を卸売業経由で購入し、加工して、木製家具を生産する中での「在庫純増」の発生例

	中間需要		最終需要
		在庫純増	
		製 半 流 原	
		製 材	
		品 品 通 料	
中 間 投 入	素材 國產 輸入 木製家具		
		⑤ ③	
		— — — — — —	
		⑥ ④	
		+ + + + + +	
		① ②	

(注1) 「木製家具製造業」における原材料在庫の純増は、[行]「素材」と[列]「原材料在庫純増」との交点に計上する(③、④)。

(注2) 「卸売業者」における流通在庫の純増は[行]「素材」と[列]「流通在庫純増」との交点に計上する(⑤、⑥)。

9 輸出及び輸入の価格評価

(1) 普通貿易の輸出品

普通貿易の輸出品は、生産者価格評価表にあっては、国内向けの財と同様に、工場渡しの生産者価格で評価し、購入者価格評価表にあっては、本船渡しのF O B (free on board) 価格（工場から空港・港湾に至るまでに要した商業マージン及び国内貨物運賃を含んだ価格）で評価する。

推計資料として用いている「貿易統計」は、普通貿易の輸出品がF O B 価格で表示されているため、購入者価格評価表の場合にはそのまま利用することができるが、生産者価格評価表の場合には、F O B 価格から、別途、工場から本船までの間にかかった商業マージン及び貨物運賃を差し引いた価格によって評価する。

(2) 普通貿易の輸入品

普通貿易の輸入品は、国際貨物運賃及び保険料が含まれたC I F (cost insurance and freight) 価格で評価する。

なお、取引基本表の各セルの輸入品取引額は、C I F 価格に関税及び輸入品商品税を加えたものが計上されている。そのため、取引基本表上、行部門の国内生産額とその内訳の合計を一致させるため、最終需要部門では、「輸入」、「関税」及び「輸入品商品税」を控除項目として設けている。

(3) 特殊貿易及び直接購入の輸出入

特殊貿易及び直接購入の輸出入、すなわちサービスの輸出入及び海外旅行者の消費など普通貿易に計上されない財の取引額については、前記(1)及び(2)とは異なり、国際収支表等から推計している。

10 特殊な扱いをする部門

取引基本表の各部門の中には、SNAの概念に基づき、あるいは、産業連関分析や表作成上の便宜から、特殊な扱いをしている部門がある。

以下、それらの部門について説明する。

(1) 商業部門及び運輸部門の活動の表章方法

取引基本表は、部門間の取引実態を記録しようとするものであるが、現実の取引活動にあつては、生産者と需要者が直接取引をすることは少なく、一般的には、商業部門及び運輸部門を介して行われる。しかし、商業部門及び運輸部門を経由する取引について、その流れに従って忠実に記録しようとすると、取引基本表上、部門間の取引関係が非常に分かりにくいものとなる。

例えば、A部門が生産した商品100単位について、商業を経由してB部門が購入した場合の商品取引の流れについて、詳細に見た場合、以下のような内容になっていたとする。

- (i) まず、A部門から運輸部門（運賃10単位）を経由して商業部門に販売される。
- (ii) 商業部門の購入価格は110単位である（A部門に100単位支払い、運輸部門に10単位支払う。）。
- (iii) 次に、商業部門はマージン（20単位）を加えた上で、再び運輸部門を経由（運賃10単位）してB部門に販売する。
- (iv) B部門の購入価格は140単位である（商業部門の購入価格110単位に、マージン20単位を加えた130単位を商業部門に支払い、運輸部門の10単位支払う。）

このような取引過程をそのままの形で記録すると、図4-1-9①のようなものとなり、AとBとの関係を読み取ることが難しくなる。

そこで、生産者価格評価表では、商業部門及び運輸部門を経由することなく、部門間（例えば、A部門とB部門の間）で直接取引が行われたかのように記述し、その上で、商業マージン及び国内貨物運賃を需要者（この場合、B部門）の経費として一括計上する（需要者と商業及び運輸の交点にそれぞれ一括計上する。）こととしている（図4-1-9②を参照）。

なお、購入者価格評価表においては、個々の取引金額に、商業マージン及び国内貨物運賃が含まれていることから、商業及び運輸の行部門には、商業マージン及び国内貨物運賃を計上しない

（購入者価格評価表の商業及び運輸の行部門には、後記(2)記載のコスト商業及びコスト運賃のみが計上される。）。

(2) コスト商業とコスト運賃

取引基本表では、前記(1)のような通常の流通経費とは別に、生産活動を行う上での直接的な経費として扱われる商業活動及び運輸活動がある。これらの経費については、「コスト商業」及び「コスト運賃」と呼ばれ、各列部門の生産活動に要したコストとして、生産者価格評価表及び購入者価格評価表のいずれにおいても、それぞれ行部門の「商業」及び「運輸」との交点に計上される

ア コスト商業

(ア) 輸入商品はCIF価格で評価されるが（前記9(2)を参照）、商品の輸入業務に関連して外国商社の代理店から提供されるサービスは、CIF価格に含まれず、サービスの対価として代理店へ支払われる手数料として扱われる。このような支払は、商業の輸入として「特殊貿

図4-1-9 商業部門と運輸部門の扱い

(取引の流れ)

```

graph TD
    A((A部門)) -- "(i) 100" --> AB[AB]
    AB -- "(貨物輸送: +10)" --> CB[商業運輸 (+20)]
    CB -- "(ii) 130" --> IN[国内生産額]
    IN -- "(貨物輸送: +10)" --> B((B部門))
    B -- "(iii) 140" --> End
  
```

		A	B	商業 運輸	最終需要	国 内 生産額
	A			100		
	B					
	商業		130			
	運輸			10	10	
	粗付加 価値額					
	国 内 生産額					

(注) 商業部門からB部門に産出された130単位の商品Aは、厳密には、商業及び運輸活動による付加価値である20単位及び10単位の計30単位が付加された結果、A部門が生産した当初の商品A(100単位)とは別の商品として扱われる。

		A	B	商業 運輸	最終需要	国 内 生産額
	A			100		
	B					
	商業			20		
	運輸			20		
	粗付加 価値額					
	国 内 生産額					

(注)「購入者価格評価表」では、〔行〕A部門と〔列〕B部門の交点は140単位になり、〔列〕B部門と〔行〕商業及び運輸との交点は、コスト商業、コスト運輸を除き0になる。

易（輸入）」にも計上（取引基本表上、行部門の国内生産額とその内訳の合計を一致させるため、マイナス計上）されるが、これを「卸売」部門が投入する「コスト商業」として扱い、同額を、〔列〕卸売業にも計上する。輸出商品の受取代理店手数料^(注4-1-14)についても同様の扱いである。

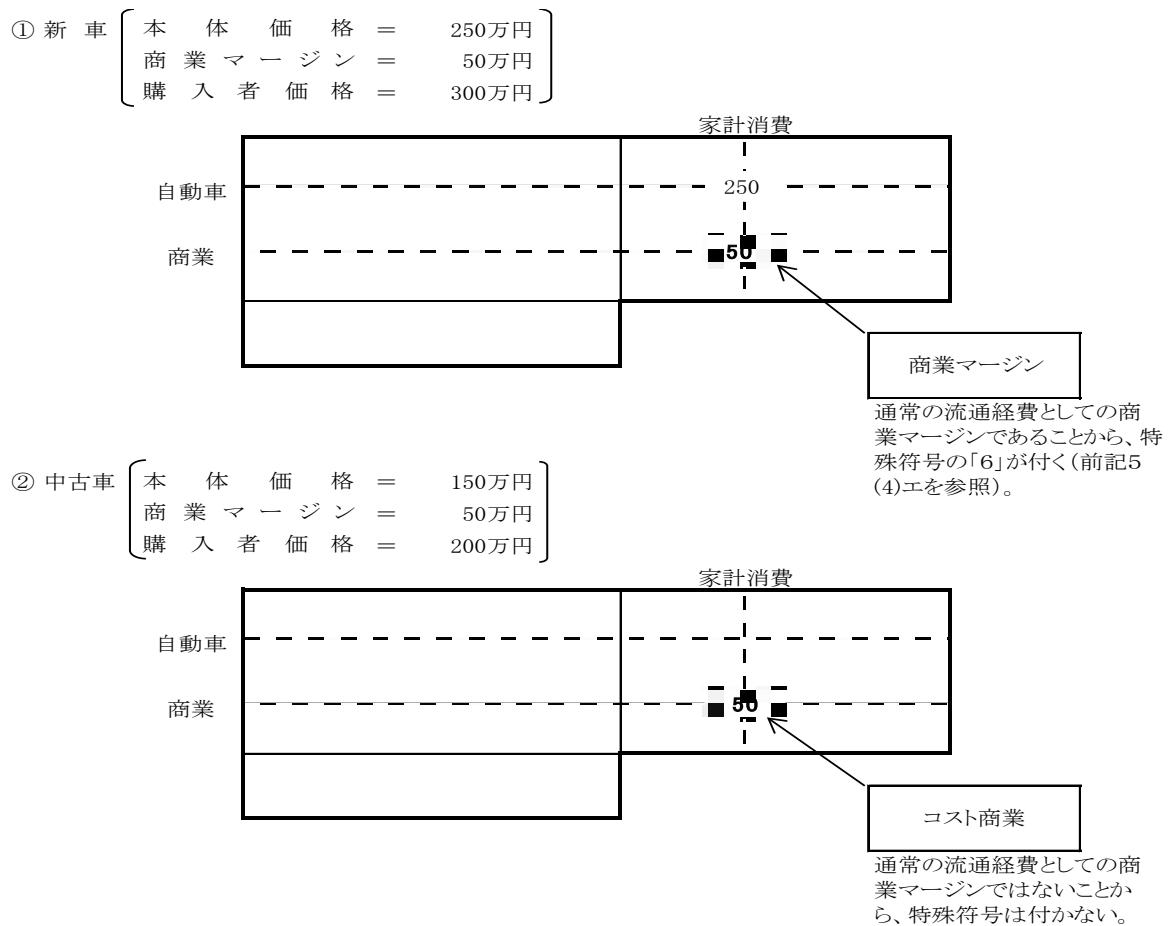
^(注4-1-14) 外国商社の代理店からのサービスの提供は、国際収支表では「その他貿易関連サービス」に代理店手数料の支払として計上されている。

- (イ) 中古品の取引額は、取引基本表では取引マージンのみが「コスト商業」として計上される。
具体的には、家計による中古乗用車の購入や、固定資本形成に該当する中古のバス・トラック等の取引マージンがこれに相当する。この場合、中古品自体は基本的に当期の生産物ではないので、取引基本表への記録の対象とはならないが、中古品の取引に伴う商業活動は当期の活動であるため、その取引マージンのみを計上する（図4-1-10を参照）。

イ コスト運賃

- (ア) 生産工程の一環として行われる輸送活動（つまり、生産した後の流通ではなく、生産活動そのもののコストの一部を形成する輸送活動）に伴う経費
- ① 木材や生鮮食料品のように、集荷場や卸売市場等において生産者価格が決定される商品について、それぞれの生産地から集荷場又は卸売市場等の生産者価格が決定される場所までに要した費用
 - ② 鉄鋼や船舶のように、その生産のために、原材料や半製品等を大規模工場内において移動させるために要した費用
 - ③ 建設用機械や足場等のような生産設備を移動させるために要した費用

図4-1-10 家計が新車又は中古車を購入した場合の取引基本表上の相違



(イ) 引越し荷物、旅行手荷物、郵便物、中古品、靈きゅう、廃棄物・廃土砂などのようなものに係る輸送費用

自動車輸送の中で大きな比重を占めるといわれる廃棄物・廃土砂は、取引基本表においては「屑」には該当せず、取引の対象とはならない無価値の物として扱っており、それらを輸送するために要した費用については、これらを発生させた部門の「コスト運賃」として、〔行〕運輸部門との交点に計上する。

つまり、ある産業にとって、廃棄物・廃土砂の処理（輸送業者への支払）は、当該産業の生産のためのコストの一部と考える。引越し荷物や旅行手荷物については、部門間の取引を伴う（運賃を発生させる）ものではなく、引越しや旅行をする者の所有物について、荷物の場所の移動を行うものであり、その輸送費用は、引越しや旅行する者のコスト運賃となる。

中古品の輸送については、コスト商業と同様に考える。

なお、「宅配便」の扱いについては、その扱う貨物の取引内容によって、国内貨物運賃として流通経費扱いとするか、コスト運賃扱いにするかが分かれる。つまり、産業部門間の取引に伴う輸送手段として宅配便を使えば、国内貨物運賃となる。一方、旅行者が旅先で購入した土産物を、旅行者自らが自宅や友人に送付すれば、家計のコスト運賃となる。企業活動において、本社・支社間の書類や磁気データの受渡しに宅配便を利用すれば、それは当該企業のコスト運賃となる。

(3) 脊・副産物

ア 脊・副産物の扱いに関する各種方式

ある商品Aの生産活動を行う際に、生産技術上必然的に、目的とした商品Aのほかに、別の商品Bが一定量だけ生産される場合がある。この商品Aの生産過程において副次的に発生する商品Bについて、商品Bを主産物として生産する部門が他にある場合には「副産物」といい、ない場合には「脊」という。脊・副産物は、残存価値を残している「有価財」と、ゴミとして廃棄・焼却される「無価財」(あるいは処理経費がかからることにより負価財)に分けられる。対象とするのは、有価財であり、統計資料等により把握可能なものである。

我が国の取引基本表は、行部門が商品分類により作成されることから、生産活動の結果として発生する商品については、いずれかの部門に対応させる必要がある。そこで、脊・副産物については、特殊な扱いが必要となり、具体的には、以下の4つ的方式がある。

- ① 一括方式
- ② トランスマサード方式
- ③ マイナス投入方式(ストーン方式)
- ④ 分離方式

我が国では、原則として「マイナス投入方式」によって処理し、部分的に「一括方式」及び「トランスマサード方式」も採用している。

以下、これら4つ的方式について、次の事例をモデルケースにして、表章方法を説明する(図4-1-11を参照)。

[事例]

石油化学部門が主産物として合成樹脂原料を100単位、副産物としてLPGを10単位生産し、合成樹脂原料を合成樹脂部門に、LPGを家計にそれぞれ販売している場合

① 一括方式

主産物である合成樹脂原料と副産物であるLPGの合計(合成樹脂原料(100単位)+LPG(10単位)=110単位)を、一括して石油化学部門の国内生産額としてとらえて計上する考え方である。したがって、家計に販売されたLPG(10単位)は、取引基本表の上では、石油化学部門の販売として記録される。

この方式では、石油化学部門におけるLPGの生産は、LPG部門に対して何ら影響をもたらさないという前提を置くことになるが、副産物が量的にわずかな場合には、この方式も利用可能であると考えられる。

我が国の取引基本表では、畜産部門の「きゅう肥」等が一括方式によって処理されている。

② トランスマサード方式^(注4-1-15)

石油化学部門の副産物として生産されたLPG(10単位)について、それを主産物として活動しているLPG部門に産出した上で、当該LPG部門から家計に販売されたものとして記録する方式である。副産物として生産されたものを、それを主産物として活動する部門に、いわば「乗り換えて」産出させることから、トランスマサード方式と言われている。

この場合、石油化学部門で発生したLPGは、石油化学部門にもLPG部門にも国内生産額として計上される。

この方式によると、合成樹脂部門に投入される石油化学部門が、その投入構造にLPGの投入を有しないことから、合成樹脂原料に対する需要が発生しても、LPGに対する誘発は発生しない。一方で、LPG部門の投入構造には、石油化学からの投入が存在するため、LPGに対する需要の発生は、石油化学部門の生産を誘発するという結果が導かれる。

(注4-1-15) 我が国の取引基本表では、新聞、雑誌、放送の各部門における「広告」について、屑・副産物ではないが、トランസファー方式と同様の表章をしている。これは、①金額が相当程度大きいものであること、②新聞、雑誌、放送という媒体の中に含まれる「広告」であっても、各列部門としては、新聞、雑誌、放送に支払っているというよりも、あくまで「広告」に費用を支払っているものとして扱うことが取引感覚に沿っていることによる。

図4-1-11 屑・副産物の表章形式

① 一括方式		② トランസファー方式															
	石油 化学	合成 樹脂	LPG	…	家計 消費	…	国内 生産額			石油 化学	合成 樹脂	LPG	…	家計 消費	…	国内 生産額	
石油 化学			100	- - -	10	- - -	110			100	10	- - -	10	- - -	110		
LPG				- - -		- - -						- - -		- - -	10	- - -	(10)
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
国内 生産額	110	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -			110	- - -	(10)	- - -	- - -	- - -	- - -	

③ マイナス投入方式		④ 分離方式															
	石油 化学	合成 樹脂	LPG	…	家計 消費	…	国内 生産額			石油 化学	合成 樹脂	LPG	…	家計 消費	…	国内 生産額	
石油 化学			100	- - -		- - -	100						- - -				100
LPG		-10	-	- - -		-10	- - -	(0)					- - -	10	- - -	(10)	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
国内 生産額	100	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	(0)		100	- - -	(10)	- - -	- - -	- - -	- - -	

③ マイナス投入方式（ストーン方式）

この方式は、副産物が発生した列部門にマイナス計上する一方、当該副産物を投入した列部門に同額をプラス計上し、差し引き0とする方式であり、この方式を考案したリチャード・ストーン（1913-1991）の名にちなんで「ストーン方式」とも言われている。我が国では、原則として、この方式によって屑・副産物は処理されているが、平成12年表以降は、この方式で処理するものに関連して、「再生資源回収・加工処理」部門を設けている（後記イを参照）。

具体的には、石油化学部門の生産としては、主産物である合成樹脂原料の100のみを計上する。一方で、石油化学部門で副産物として発生したLPG（10単位）を、[行] LPG部門から[列] 石油化学部門にマイナス投入（つまり石油化学部門からLPG部門へ販売）したものとして計上する。さらに、LPGを実際に投入した[列] 家計消費部門と、[行] L

PG部門の交点に（10単位）を計上する。これにより、〔行〕LPG部門の中では、副産物の発生と投入が相殺され、結局、副産物であるLPGの生産はゼロになる。

この表形式によると、副産物の金額は、行・列いずれの国内生産額にも計上されないが、「屑・副産物」別に、発生源と投入先を捉えることが可能となる。また、分析上の観点から見ると、①合成樹脂原料に対する需要は、石油化学部門の需要を誘発することでLPGの供給を増加させ、結果としてLPG部門の生産を抑制することとなる。②一方で、副産物としてのLPGの国内生産額がLPG部門の国内生産額に含まれていないことから、LPG部門に対する需要について、主産物としてのLPGに対する需要のみを波及計算の対象として純化でき、石油化学部門の生産に対しては直接の影響を及ぼさない。

ただ、この方式によれば、副産物としてのLPGが、主産物としてのLPGよりも競争力が強い場合には、より経済の実態に近い形を表すが、合成樹脂原料に対する需要が大きい一方で、LPGに対する需要が小さい場合には、LPG部門の生産をマイナスにしなければ需要のバランスがとれないという不都合が生じる。

④ 分離方式

この方式は、主産物と副産物を分離し、それぞれ該当する部門に計上する方式である。具体的には、石油化学部門の生産活動を、主たる生産物である合成樹脂原料の生産活動と副産物のLPGの生産活動に分割して、それぞれに計上するという方式である。

合成樹脂原料とLPGとは、本来、分割することのできない生産活動であり、形式的にこれを分割したとしても、両者の産出構成は一定の比率を保つはずである。しかし、この方式の場合、合成樹脂原料とLPGに対する需要の比率が異なることによって、見かけ上、産出構成が変化してしまうことになる。

そのため、我が国の取引基本表では、この方式は用いていない。ただ、同一製造工程でも分割が可能なアクティビティについては当然、別部門として設定している。

イ 再生資源回収・加工処理部門の扱い

前記ア記載のとおり、我が国の取引基本表では、屑・副産物について、基本的にマイナス投入方式を採用しているが、リサイクル活動の重要性が高まることを想定し、平成12年表から、この方式により処理している屑・副産物の表章に関連して、「再生資源回収・加工処理部門」を設けている。

本部門では、屑・副産物のうち有価財を対象としているが、リサイクルに関する統計は未整備なものが多いため、付加価値等の計上を行う範囲については、統計上把握可能な活動のみに限定されているのが現状である。

そこで、次の事例をモデルケースにして、本部門の具体的な表章方法とその変遷について説明する（図4-1-12を参照）。

〔事例〕

石油化学部門が主産物として合成樹脂原料を100単位、副産物としてLPGを10単位生産し、合成樹脂原料を合成樹脂部門に、LPGを家計にそれぞれ販売している場合であって、LPGの回収・加工等の経費として、8単位必要とされる場合

（ア）平成12年表

平成12年表では、石油化学部門から発生した副産物であるLPGを、〔行〕LPG部門と

の交点にマイナス計上し（-10単位）、その発生分を新たに設けた〔列〕再生資源回収・加工処理部門に一括して投入（10単位）した上で、〔行〕再生資源回収・加工処理部門から、回収・加工処理経費を付加した額（18単位）を、需要部門である家計に産出する方法を採用した。

これにより、平成7年表までは、個々の屑・副産物が該当する既存の部門に直接計上していた屑・副産物の輸出入を、「再生資源回収・加工処理」部門に一括計上することができ、輸入係数の安定化が図られた。

しかし、一方で、この方法では、あらゆる屑・副産物が一括して、再生資源回収・加工処理部門に投入され、当該部門から需要部門に産出されることになるため、取引基本表の原則である「一つの部門に一つの生産物を対応させる」ことができなくなるといった大きな問題が生じた。要するに、〔行〕再生資源回収・加工処理部門の個々の産出額に、どのような屑・副産物が含まれるのかが分からぬ状態となった（図4-1-12は、副産物がLPGの1種類であり、また、産出先も家計消費のみという単純なモデルであるが、実際には、内生部門・外生部門を問わず、様々な部門に産出される。）。

そのため、別途、付帯表として作成する「屑・副産物発生及び投入表」を経由しないと屑・副産物ごとの投入を捉えることができないほか、回収と加工は、本来別々のアクティビティであるが、資料の制約上分離できないなどの問題があった。

また、分析面からも、以下のような問題点があった。

- ① 副産物の発生がマイナスで表示されるため、波及効果分析の観点から、逆行列にマイナスが多くなり、係数としての意味がなくなる。
- ② 様々な屑・副産物が再生資源回収・加工処理部門に一括して扱われることにより、投入係数の安定性や、波及効果分析の観点から問題がある。
- ③ 発生した屑・副産物が、再生資源回収・加工処理部門を経由して産出されるため、波及結果も、全ての屑・副産物が影響を受けることになり、回収・加工処理後の財が特定できない。

（イ）平成17年表以降

平成12年表におけるこのような問題点を踏まえ、平成17年表では、再生資源回収・加工処理部門は、その活動に係る経費のみを計上することとし、経費は、屑・副産物に附隨して産出されることとした。平成23年表においても同様の扱いである。

具体的には、前記ア③記載の場合と同様、石油化学部門の生産としては、主産物である合成樹脂原料の（100単位）のみを計上する一方で、石油化学部門で副産物として発生したLPG（10単位）を、〔行〕LPG部門から〔列〕石油化学部門にマイナス投入（つまり石油化学部門からLPG部門へ販売）したものとして計上する。さらに、LPGを実際に投入した〔列〕家計消費部門と、〔行〕LPG部門の交点に（10単位）を計上する。これにより、〔行〕LPG部門の中では、副産物の発生と投入が相殺され、結局、副産物であるLPGの生産はゼロになる。それとは別に、再生資源回収・加工処理部門には、LPGの回収経費等が計上され、LPGの需要先である家計消費部門へ産出される。

つまり、前記ア③記載のマイナス投入方式によりつつ、この方式に、回収・加工経費を別の部門として追加した形になっている。

図4-1-12 再生資源回収・加工処理に関する屑・副産物の表章形式

① 平成12年表で採用した表章形式

	... 石油 化 学	合成 樹 脂	LPG	再 生 資 源	... 家計 消 費	国 内 生 産 額
石油 化 学			100			100
LPG	-10			10		(0)
再生 資 源					18	(18)
回 收 ・ 加 工 経 費				5		
雇用者 所得					3	
国 内 生 産 額	-100			(18)		

② 平成17年表以降で採用している表章形式

	... 石油 化 学	合成 樹 脂	LPG	再 生 資 源	... 家計 消 費	国 内 生 産 額
石油 化 学			100			100
LPG	-10				10	(0)
再生 資 源					8	(8)
回 收 ・ 加 工 経 費				5		
雇用者 所得					3	
国 内 生 産 額	-100			(8)		

(4) 帰属計算を行う部門

「帰属計算」とは、実際の生産活動や取引は行われていないものの、実質的な効用が発生し、その効用を受けている者が存在している場合について、その効用を市場価格で評価し、あたかも行われたかのように擬制して記録することをいう。取引基本表における帰属計算では、その効用を発生させている部門の国内生産額として計上し、産出先は、その効用を受けている部門として処理する。

これは、現実に観察される現象に隠れている経済活動を把握しようとするものであり、これにより、社会状況や制度の変化・相違に関わらず、時系列比較や国際比較が可能となる。

平成23年表では、次の①から③に掲げる事項について帰属計算を行う。^(注4-1-16)

- ① 生命保険及び損害保険
- ② 政府の建設物及び社会资本に係る資本減耗引当
- ③ 持家、給与住宅及び寮等（以下「持家等」という。）に係る住宅賃貸料

(注4-1-16) 金融部門における推計方法

平成17年表まで、金融部門（預貯金の管理、受付及び融資業務）についても、帰属計算（「帰属利子」方式）を行ってきたが、平成23年表において、FISM（間接的に計測される金融仲介サービス）を導入する（第1部第3章別表2①を参照）。

帰属計算については、(4)の冒頭に記載しているとおり、広義では、実際に取引は行われていないものの、それがまたかも行われたかのように擬制して記録することを意味するものである。その意味では、今回導入するFISMについても、帰属計算の一環と言える。しかし、金融部門（預貯金の管理、受付及び融資業務）については、長年にわたり68SNAに基づく「帰属利子」（産出を内生部門のみに限定する。）方式で推計を行ってきたことから、「帰属利子」方式による推計が金融部門における「帰属計算」であるとの考え方が定着している。

そのため、今回の推計方法の変更を明確にする観点から、帰属計算を行う部門としては掲げていない。

以下に、平成17年表までの扱い及び平成23年表での扱いについて概説する。

1 平成17年表までの扱い

(1) 金融機関の活動は主に、

① 手数料収入

② 貸付利子と支払利子の差である利ざや

を得ることによって成り立っているといえる。このうち、①の手数料収入については、純粹にサービスの提供に対する対価といえるが、②の利ざやについては、財産所得としての利子の受払いという点からは、所得の移転が生じたに過ぎず、必ずしも新たな付加価値の形成とはいえない。しかし、金融機関の営業活動を考える際に、利ざやによる収益は極めて重要である。このため、従前から、利ざやに関しても、金融機関によって生み出されたサービスの対価であるとみなして、国内生産額に含めてきた。つまり、金融機関が、資金の貸手と借手との取引をつなぐための仲介サービスをしていると考えるわけである。そのため、金融機関に係るこのような活動を「金融仲介サービス」と呼ぶ。

そして、平成17年表までは、次の計算式により、国内生産額を計算した上で、産出は、中間需要部門である各産業部門に貸出残高に応じて配分していた。

$$\text{帰属利子} = (\text{貸付金に対する受取利子}) - (\text{預貯金に対する支払利子})$$

これは、金融仲介サービスを購入するのは、貸付けを受ける企業であるとみなし、金額のすべてを、産業の中間消費として処理する旨を提唱した68SNAに準拠していたためである。この方法によれば、外生部門の金額が金融仲介サービスによって影響を受けないため、金利の変動によって外生部門の金額が増減しない（国民経済計算の観点でいうと、GDPが金融仲介サービスに対して中立である）等のメリットがあった。

(2) しかし、この考え方では、預金者の存在が全く考慮されていないのみならず、産業部門（産業連関表の内生部門）だけではなく、家計や政府も資金の借り手になっている経済の実態に沿っていないなどの問題があった。また、取引基本表の表章上の面からいって、本来、家計や政府にも産出されるはずの金額も含めて内生部門で処理するため、それらに該当する金額を、基本的に〔行〕金融と〔列〕分類不明に計上せざるを得ず、その結果、取引基本表のバランス上、例えば、平成17年表にあっては、〔列〕分類不明と〔行〕営業余剰の交点にマイナス1兆円を超える金額が計上される状態になっていた。

2 平成23年表での扱い

(1) 93SNAにおいては、「間接的に計測される金融仲介サービス」（FISM）の導入が提唱された。

(2) FISMでは、具体的には、次のような処理が想定されている。

① FISMの測定自体は、従前どおり、貸出利子マイナス預金利子によるが、対預金者サービスと対借入者サービスの双方を考慮する。

② 貸出利子率と預金利子率との間に「参考利子率」という率を仮定する。

③ 貸出利子率が参考利子率を超える部分を、資金の提供を受けている者が受けるサービスとし、参考利子率が預金利子率を超える部分を、預金者が受けるサービスとして扱う。

④ 貸出残高及び預金残高に応じて、中間需要、最終消費に配分する。したがって、最終需要に配分された分だけ、GDPの額は従来よりも大きくなることになる。

(3) そこで、我が国の取引基本表においては、前記(2)の問題を解決する上からも、平成23年表から、帰属利子方式を取り

やめ、FISM方式を採用することとした。これに伴い、基本分類の部門（行部門）の名称についても、「公的金融（帰属利子）」及び「民間金融（帰属利子）」から「公的金融（FISM）」及び「民間金融（FISM）」に変更する。

ア 生命保険及び損害保険

生命保険及び損害保険の部門は、

$$(受取保険料 + 資産運用益) - (支払保険金 + 準備金純増)$$

で計算される帰属保険サービスを生産しているものとして扱う。

産出先は、生命保険については、全額が家計消費支出であり、損害保険については、家計消費支出のほか、内生部門に対しても産出する。

イ 政府の建設物及び社会資本に係る資本減耗引当

減価償却を行っていない道路・ダム等の社会資本や政府の建設物（学校施設など）等についても、減価償却分を帰属計算している。これに対応するため、基本分類では、次の4部門を最終需要部門に設けている。

- ① 中央政府集合的消費支出（社会資本等減耗分）
- ② 地方政府集合的消費支出（社会資本等減耗分）
- ③ 中央政府個別の消費支出（社会資本等減耗分）
- ④ 地方政府個別の消費支出（社会資本等減耗分）

ウ 持家等に係る住宅賃貸料（帰属家賃）

持家や給与住宅、寮等（以下「持家等」という。）は、一般的に家賃の支払が発生しない点において、実際に家賃の支払が伴う賃貸住宅と、経済取引上の外形は異なっている。しかし、持家等についても、居住者が住宅サービスを享受している点において、賃貸住宅と同様の効用が発生していると考えられる。そこで、SNAでは、持家等についても、賃貸住宅の市場価格に沿った家賃を支払って住んでいるものとみなして金額（帰属家賃）を計上することとしている。^(注4-1-17)

我が国の取引基本表においても、従前から、この考え方によつて、帰属家賃を計上しており、「住宅賃貸料（帰属家賃）」という部門を設けている^(注4-1-18)。この部門は、持家等に居住する者が、自らに対する住宅賃貸業を営んでいるものとしてとられた部門であり、投入額としては、当該持家等に居住・維持するための経費が計上される。具体的には、中間投入として、建設補修や金融（住宅ローンに関する利払い）が主なものであるが、ほとんどの金額は、粗付加価値部門に計上される。また、産出額については、居住者自身へのサービスの提供であることから、ほぼ全額を家計消費支出に産出している（介護保険を利用した住宅改修費の産出についてのみ、中央政府個別の消費支出に産出している。）（図4-1-13を参照）。

^(注4-1-17) 居住者により、実際に家賃の支払が行われている給与住宅や寮については、当該給与住宅や寮と同等の居住施設の市場価格と実際に支払われた家賃の差額分を帰属家賃として計上する。

^(注4-1-18) 「住宅賃貸料（帰属家賃）」が、「住宅賃貸料」から独立したのは、平成12年表からであるが、該当する金額については、それ以前にも「住宅賃貸料」に計上されていた。

図4-1-13 帰属家賃の表章形式

	住宅賃貸料 (帰属家賃)	家計消費 支出	国内 生産額
修繕費等 (建設補修)	— 10 —		
住宅ローンの利払い (金融)	— 10 —		
住宅賃貸料 (帰属家賃)	— + —	200	200
付加価値	— 180 —		
国内生産額	— 200 —		

(5) 仮設部門

取引基本表の内生部門の各部門は、アクティビティ（商品）に基づき設定されているが、その中には、独立した一つの産業部門とは考えられないものがいくつか含まれている。これらは、取引基本表を作成する上での便宜や利用目的を考慮して設けているものであり、「仮設部門」と呼ばれる。部門分類の一覧表及び部門別概念・定義・範囲の説明等においては、基本分類の分類コードの末尾に「P」という識別符号を付することで、他の基本分類と区別している（第1部第2章7(4)の注1-2-4を参照）。

平成23年表においては、以下の仮設部門を設定する。このほか、分類不明は、他の各部門に分類できないものであり、ある意味で仮設部門の性格を持つ。

なお、仮設部門には、粗付加価値額は計上しない。

ア 事務用品

各部門で共通的に使用されている鉛筆、消しゴム、ノート等の事務用品は、企業会計上、「消耗品」として一括処理されることが多い。そこで、取引基本表上は、これら事務用品を生産する各行部門から、仮設部門として設けた〔列〕「事務用品」へ産出し、その上で、該当する金額を、〔行〕「事務用品」から実際に事務用品を購入した各列部門へ一括して産出することで、企業会計上の一括処理に近い表章になるようにした。

事務用品を設けない場合と設けた場合の表章形式の相違は、図4-1-14のとおりである。事務用品を仮設部門として特掲することは、その限りにおいて独立した生産活動としての地位を認めたこととなる。したがって、表全体の国内生産額は、事務用品の分だけ大きくなるので、注意を要するが、仮設部門には粗付加価値額は計上しないことから、粗付加価値額には変化はない。

図4-1-14 事務用品の表章方式

① 事務用品部門を設けない場合

	A部門	国内生産額
原料1	30	
原料2	20	
鉛筆	5	(5)
ノート	5	(5)
付加価値	40	
国内生産額	100	

② 事務用品部門を設けた場合

	A部門	事務用品	国内生産額
原料1	30		
原料2	20		
鉛筆		5	(5)
ノート		5	(5)
事務用品	10		(10)
付加価値		0	
国内生産額	100	10	

イ 自家活動部門

(ア) 自家活動部門の意味

企業が生産活動を行う上で、ある産業分野の活動を自社内で賄なってしまう場合がある。例えば、輸送活動、こん包活動、自社内教育、自社内研究開発、広告活動、情報処理サービス等である。

取引基本表は、アクティビティでの分類を原則とすることから、こうした自家活動は、厳密にいえば、それぞれ運輸や教育、研究、広告、情報処理の各部門に格付けられるべき生産活動である。しかし、これらの活動については、通常、各部門における本来の生産活動の一部としてその中に埋没した形で行われているため、これらだけを切り離してその全体的な投入構造を把握することは、ほとんど不可能である。

昭和60年表までは、本来の部門との対比及び生産波及分析等を可能にするため、一部の自家活動を「仮設部門」として独立させてきたが、平成2年表作成時において、その表章の有無が検討され、自家輸送部門を除いて廃止された。

これまでの自家部門の設定状況は、以下のとおりである。

部 門	設 定 年
自家輸送（旅客自動車）	昭和50年、55年、60年、平成2年、7年、12年、17年、23年
自家輸送（貨物自動車）	昭和50年、55年、60年、平成2年、7年、12年、17年、23年
自家教育	昭和50年、55年、60年
自家研究	昭和50年、55年、60年
自家梱包	昭和50年、55年
自家倉庫	昭和50年

(1) 表章形式

自家活動に必要な商品を仮設部門である自家活動部門に産出した上で、各需要部門（生産活動の過程で自家活動を行っている部門）は、自家活動部門から商品を購入するという形で表章する。

自家部門を設けない場合と設けた場合の表章形式の相違は、図4-1-15のとおりである。これらの自家部門を仮設部門として特掲することは、その限りにおいて独立した生産活動としての地位を認めたこととなる。したがって、表全体の国内生産額は、自家部門の分だけ大きくなるので、注意を要するが、仮設部門には粗付加価値額は計上しないことから、粗付加価値額には変化はない。

図4-1-15 自家輸送部門の表章形式

① 自家輸送部門を設けない場合

	A部門	国内 生産額
原料1	— 25 —	
原料2	— 20 —	
石油	— 15 —	(15)
	うち原材料 5 輸送用 10	
付加価値	— 40 —	
国内生産額	— 100 —	

② 自家輸送部門を設けた場合

	A部門	自家輸送	国内 生産額
原料1	— 25 —		
原料2	— 20 —		
石油	— 5 —	— 10 —	(15)
自家輸送	— 10 —		(10)
付加価値	— 40 —	— 0 —	
国内生産額	— 100 —	— (10) —	

A部門が自家輸送として石油を10単位使用している場合について、②のように自家輸送を仮設部門として独立させると、自家輸送部門の10単位が新たに国内生産額に計上される。

ウ 鉄屑、非鉄金属屑及び古紙

屑・副産物は、原則としてマイナス投入方式によって処理されるが、副産物については、それを主産物とする行部門が存在するので、当該行部門の中で計上することができる。しかし、「古紙」、「鉄屑」及び「非鉄金属屑」については、そもそもこれらを主産物とするような部門がないため、何らかの部門を設けなければ、発生及び投入の計上ができない。そこで、行部門についてのみ、仮設部門として「古紙」、「鉄屑」及び「非鉄金属屑」部門を設けて処理する。

なお、他の屑については、関係の深い原材料部門（例えば、「ガラスびん」については「その他のガラス製品」）に格付けて処理している。

(6) 使用者主義と所有者主義

ア 使用者主義と所有者主義の概念

物品賃貸業が扱う生産設備に係る経費の扱いについては、「使用者主義」と「所有者主義」の二通りの考え方がある。

「使用者主義」は、所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰であるのかにかかわらず、その生産設備等を使用した部門に経費等を計上するという考え方である。この場合、賃貸業者から賃借を受けた生産設備については、賃借料に相当する維持補修費、減価償却費及び純賃借料（粗賃借料から維持補修費及び減価償却費を控除したもの）を、使用者の部門の経費又は営業余剰（純賃借料部分）として計上する。したがって、賃貸部門は部門として成り立たない。

一方、「所有者主義」は、その生産設備を所有する部門に経費等を計上するという考え方であり、物品賃貸を行う部門を設ける。この場合、物品賃貸料収入の総額が物品賃貸を行う部門の国内生産額となる一方、借り手である使用者の部門では、物品賃貸料（支払）に相当する金額を、物品賃貸を行う部門からの中間投入として計上する。

イ 我が国の取引基本表での扱い

使用者主義によれば、生産と生産のために使用される資本が一体として処理できるとともに、投入係数の安定性も増大するという利点があるが、一方で、我が国の経済実態として、産業全体に占める物品賃貸業のウェイト増大により、物品賃貸を行う部門を個別に設定し、国内生産額及び粗付加価値を計上する必要もあった。

そのため、我が国の取引基本表においては、昭和60年表までは、「使用者主義」を原則としつつ、日本標準産業分類（当時）の「電子計算機・同関連機器賃貸業」、「事務用機械器具（除電算機等）賃貸業」及び「貸自動車業」の3部門と「不動産賃貸業」については、「所有者主義」により推計し、その他の「各種物品賃貸業」及び「産業用機械器具賃貸業」に該当する範囲は、「使用者主義」により推計してきた。

しかし、平成2年表からは、前述のとおり、物品賃貸業のウェイトの高まりに伴い、これを独立部門としてとらえる必要がある一方で、「使用者主義」による推計は、基礎統計の現状からみて非常に困難であるとの判断などから、物品賃貸業を全面的に「所有者主義」で扱うこととした。^{〔注4-1-19〕}

なお、使用者主義と所有者主義による表章形式の相違は、図4-1-16のとおりである。

(注4-1-19) 物品賃貸には、「オペレーティング・リース」と「ファイナンス・リース」の2つの形態がある。

オペレーティング・リースは、一般的にイメージされる賃貸であり、機械又は設備の耐用年数よりも短い期間について賃貸するものである。これは、所有者（貸し手）が使用者（借り手）に対して、物品賃貸というサービスを提供する（その一環として、機械又は設備の維持・修理の責任を負うことが多い。）という生産活動の一形態であり、国内生産額は、使用者が所有者に支払う賃借料で評価される。

これに対して、ファイナンス・リースは、「リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解消することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引」（リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号）第5項）とされている。

日本では、平成20年のリース取引に関する会計基準の変更に伴い、ファイナンス・リースの会計処理が、原則、賃貸借から売買に変更された。しかし、ファイナンス・リースの所有権移転取引（リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの）及び所有権移転外取引の区分について、基礎統計から詳細に把握することが困難であることから、我が国の取引基本表では、ファイナンス・リースについても、物品賃貸業の活動として扱い、そのリース対象物件も「所有者主義」で計上する。

図4-1-16 使用者主義と所有者主義の表章形式

例：A部門が物品賃貸業からリース料100単位で産業機械のリースを受けている場合

- ① 使用者主義（あたかもA部門が自己所有の機械を使用しているように記述）

※ A部門の本来的な活動コストのほかに、リース会社のコストが上乗せされる。

- ## ② 所有者主義（機械の所有者を物品賃貸業として記述）

※ 通常のサービスの購入と同じ表章形式になる。

	A部門	物品賃貸業	
機械修理	- - - - - -	15	- - - - - - - - -
物品賃貸業	- - 100 - - -		- - - - - - - - -
雇用者所得	- - + - - -	50	- - -
営業余剰	- - + - - -	15	- - -
資本減耗引当	- - + - - -	20	- - -
国内生産額	- - + - - -	100	- - -

(7) 政府及び対家計民間非営利団体の活動

ア 政府及び独立行政法人等が行う活動は、第1部第3章の別表5のとおり、「生産活動主体分

類」によって、①産業、②対家計民間非営利サービス生産者、③政府サービス生産者の活動に大別されるが、②及び③については、コスト構造や活動資金の源泉といった面で、一般的の産業と大きく異なっている。そのため、特殊な扱いを行っている。

詳細は、第1部第3章の別表5の「4 計数の取扱い等」を参照。

イ 私立学校などが該当する「学校教育（私立）」や、学術団体などが該当する「対家計民間非営利団体」など、基本分類に★の符号が付されている部門も、生産活動主体分類上、対家計民間非営利サービス生産者として扱われる部門であり、これらの部門についても、次のとおり、特殊な扱いを行っている。（図4-1-17を参照）

- ① 国内生産額は、経費総額をもって計測し、営業余剰は計上しない。
- ② 産出先は、当該部門のサービス活動に対して支払われた料金相当額を、その負担部門（つまり、料金を支払った産業又は家計）に計上し、残りの額を当該部門の「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。

図4-1-17 対家計民間非営利サービス生産者の活動の表章形式

例：私立大学が100の経費を支出している場合で、それに対応する収入のうち、授業料収入が60となっている場合。

	私立大学	家計消費支出	対家計民間非営利団体消費支出	国内生産額
物品1	10			
物品2	- 10 -	-	-	-
私立大学	-	- 60 -	- 40 -	- 100 -
雇用者所得	- 80 -			
営業余剰	- 0 -			
国内生産額	- 100 -			

(8) 分類不明

ア 分類不明の意味

「分類不明」は、一般的に、いずれの部門にも属さない取引活動をひとまとめにして計上するためのものであるが、取引基本表では、このような意味合いのほか、行部門及び列部門の推計上の残差に係る調整項目としての役割をも持たせている。

イ 取引基本表における二面等価の調整と分類不明

行部門及び列部門の推計上の残差には、内生部門の残差と外生部門の残差の両方が含まれるが、我が国の取引基本表では「分類不明」を内生部門に位置付け、内生部門の残差については、できるだけ「分類不明」で吸収するとともに、「分類不明」の行計と「分類不明」の列計の不一致、つまり最終的な全体誤差を、〔列〕「分類不明」と外生部門（粗付加価値部門）に設けている〔行〕「営業余剰」との列の交点で調整している。

参考

産業連関表（取引基本表）と国民経済計算との相違

我が国の取引基本表は、従前から、SNAにおいて示される概念を順次取り入れてきている。一方、SNAの一つである「国民経済計算」（内閣府作成の基幹統計）においても、SNAの概念を踏まえた作成がなされており、平成23年には、平成17年基準改定が行われているところである。ただ、取引基本表と国民経済計算と比較すると、次に掲げる取扱い上の相違がある。

1 屑・副産物

取引基本表では、原則として屑・副産物をマイナス投入方式で処理するため、発生と投入が相殺され、商品別の国内生産額に影響が生じない（付録I第1章10(3)ア③を参照）。一方、国民経済計算では、生産過程で生じた屑・副産物を当該商品の国内生産額に含めている。このため、国民経済計算の商品別の国内生産額は、取引基本表の屑・副産物分（産業発生分）だけ大きくなっている。

また、取引基本表では、再生資源回収・加工処理部門を設け、回収・加工にかかる経費を計上しているが（付録I第1章10(3)イを参照）、国民経済計算では、再生資源回収・加工処理を部門として設けていない。

2 事務用品、自家輸送、企業内研究開発

取引基本表では、作表・分析上の観点から、事務用品や自家輸送（旅客自動車・貨物自動車）、を仮設部門として設けている（付録I第1章10(5)ア及びイを参照）。また、企業内研究開発を、独立した一つの部門として設けている（仮設部門ではない）。一方、国民経済計算では、事務用品、自家輸送及び企業内研究開発が部門として設けられておらず、該当する金額は、他の各投入部門に割り振られている。

3 家計外消費支出

取引基本表では、家計外消費支出を外生部門である最終需要及び粗付加価値にそれぞれ計上しているのに対し、国民経済計算は、家計外消費支出を各産業の生産活動に直接必要とする経費として内生部門で取り扱っている（付録I第1章5(5)イを参照）。このため、取引基本表は、国民経済計算と比べて最終需要及び粗付加価値の値が大きくなっている。

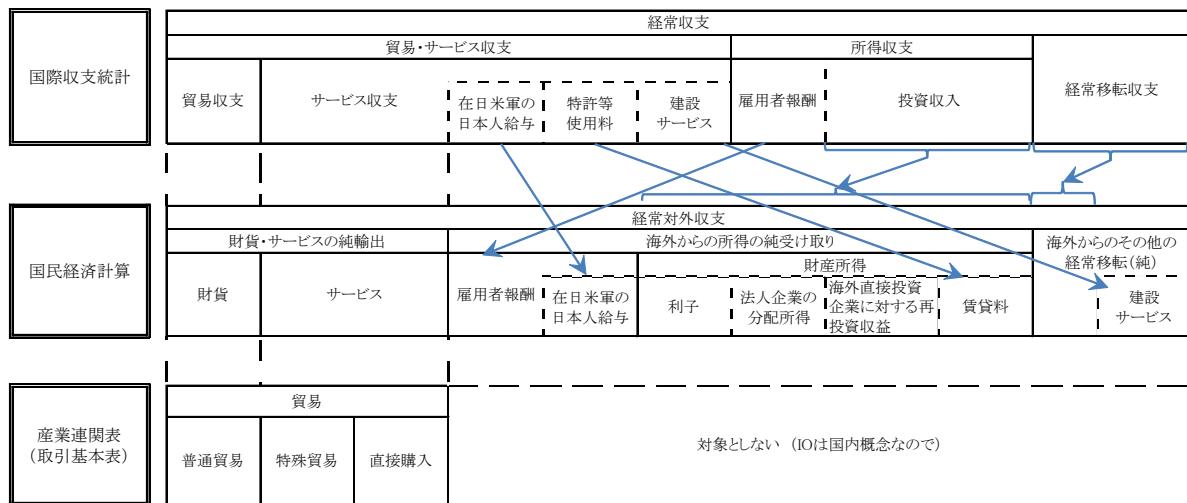
4 対外取引

(1) 要素所得

取引基本表と国民経済計算における対外取引の範囲は、図4-1-18に示すとおりである。

国民経済計算は、海外からの要素所得（雇用者報酬等）の受取と海外への要素所得の支払が含まれているが、取引基本表では「国内概念」であるため、これらを含まない。

図 4－1－18 国際収支表、国民経済計算及び産業連関表の対外取引の対象範囲



(2) 関税及び輸入品商品税

取引基本表では、関税及び輸入品商品税を輸入部門に計上しており、各商品の輸入額にこれらを付加した額が各需要先部門に産出される。一方、国民経済計算では、これらを「生産・輸入品に課される税」(間接税)として取り扱い、付加価値部門に計上されている。その際、間接税は、税を直接支払った経済活動別に計上することが原則とされているが、その配分が困難なため、「輸入品に課される税・関税」として、付加価値部門に一括計上されている。

(3) 輸出入品価格

取引基本表では、輸出品の価格はFOB価格で評価し、輸入品の価格はCIF価格で評価しているが(付録I第1章9を参照)、国民経済計算では、輸出品、輸入品ともにFOB価格で評価されている。

5 消費税(投資控除)

消費税納税額については、産業連関表及び国民経済計算とともに、間接税(生産・輸入品に課される税)に含まれている。

ただし、産業連関表における消費税の表章形式は、内生部門・外生部門とも税込みの価格で表示している(付録I第1章6(3)イ(ア)を参照)。

一方、国民経済計算では、我が国の消費税制度が前段階課税分の控除を認めていることを踏まえ、投資に係る消費税額についてのみ投資額から一括控除している(修正グロス方式という。産業間の取引、家計や政府等の消費については、税込みのままである。)。

6 政府手数料等

取引基本表では、68SNAに沿って、従前から、政府手数料(罰金及び強制的手数料)のうち産業支払い分を間接税として取り扱っている(家計支払い分は経常移転のため対象外)。一方、国民経済計算では、93SNAに沿って、平成12年度から、政府手数料等の全額について、「財貨・サービスの購入」(取引基本表でいうところの内生部門)として取り扱っている。

7 中央政府、地方政府及び特殊法人等の扱い

政府及び独立行政法人等の格付け（政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者及び産業の区分）については、取引基本表、国民経済計算とも 93 SNA の基準に沿って見直しをしたことから、両者の格付けは基本的に整合している。ただ、ごく一部の機関（法人を含む。）については、取引基本表上、当該機関に係る計数を適切に表章できないなどの理由から、国民経済計算における格付け異なっている（各機関等の格付けについては、第1部第3章別表5を参照）。

8 部門名称の相違

取引基本表の最終需要部門と粗付加価値部門の各項目は、付録I 第1章の表4-1-2のとおり、国民経済計算の各項目にはほぼ対応しているが、一部において名称の相違がある。

第2章 投入係数、逆行列係数、誘発係数等

1 各種係数の概要

取引基本表の作成を受けて、産業連関分析にとって必要となる投入係数や逆行列係数などについても計算し、取引基本表と併せて公表するが、各種係数の概要是、以下のとおりである（各種係数の詳細については、平成17年表の総合解説編第1部第5章を参照。）。

(1) 投入係数

「投入係数」とは、各部門が、1単位の生産を行うために使用した原材料、燃料等の大きさを示したものである。投入係数は、各列部門における個々の投入額を、当該列部門の国内生産額で除したものであり、生産原単位に相当するものである。そして、投入係数を列部門別に計算して一覧表にしたもののが「投入係数表」である。

(2) 逆行列係数

「逆行列係数」とは、ある部門に対して1単位の最終需要が発生した場合、当該部門の生産に必要とされる中間財の需要を通して、各部門に対し、直接又は間接に誘発される生産額の究極的な大きさを示すものであり、これを一覧表にしたもののが「逆行列係数表」である。

逆行列係数は、輸入品の取扱いの相違によって、次のような種類がある。

なお、以下の式において、 I は単位行列、 A は投入係数、 Y は国内最終需要、 \hat{M} は輸入係数、 d は国産品を表す。

ア $(I - A)^{-1}$ 型

$(I - A)^{-1}$ 型の逆行列係数は、「競争輸入型」の取引基本表から作成されるものであり、国産品と輸入品とを区別せず、生産は全て国内で行うとした場合のモデルである。

このモデルでは、国産品と輸入品の比率を問うことなく、生産活動に必要とされる原材料等の総量による投入係数に基づいていることから、投入構造は安定している。しかし、実際には、国内需要の一部は輸入品によって賄われているところであり、これらを考慮せず、すべて国内で生産されたものとして扱うことになるため、国内生産への波及が、実際よりも大きく表れる。

このようなことから、このモデルは、国内生産への波及を念頭においていた分析では、一般的に用いられないが、 $(I - A)^{-1}$ 型を用いることにより、海外の生産活動への波及も含めた波及効果のいわば「総量」を算定することができるといえる。

イ $[I - (\hat{I} - \hat{M})^{-1} A]^{-1}$ 型

$[I - (\hat{I} - \hat{M})^{-1} A]^{-1}$ 型の逆行列係数は、 $(I - A)^{-1}$ 型と異なり、輸入品を控除したモデルである。ただし、このモデルでは、同じ商品（同じ行部門）であれば、投入額に占める輸入品の比率が、どの需要部門（最終需要部門を含む。）であっても一定であることを前提としている。また、最終需要部門のうち輸出については、産業連関表が通過取引を計上しないこととして作表されているため、輸出されるのは全て国産品であると考える。

もっとも、投入額に占める輸入品の比率が、どの需要部門でも商品ごとに一定であるとい

う仮定は、必ずしも、現実の姿を正確に反映するものではない。しかし、このモデルは、 $(I - A)^{-1}$ 型と同様に部門間の技術構造及び相互依存関係を良くとらえているとともに、国産品投入係数 $((I - \hat{M})^{-1} A)$ が、投入係数に一定の比率を乗じて計算されていることから、競争輸入型の取引基本表であっても輸入品を控除でき、かつ、安定的であると考えられる。このため、産業連関分析では、一般的に、このモデルが利用されている。

なお、厳密には、生産者製品在庫純増及び半製品・仕掛品在庫純増には輸入分が含まれないことから、輸入係数の算出時及び最終需要の国内需要と輸出との分解時に他の最終需要とは扱いを変える必要がある。しかし、一般的な分析では在庫純増として一本化して計算されている。

ウ $(I - A^d)^{-1}$ 型

$(I - A^d)^{-1}$ 型の逆行列係数は、「非競争輸入型」の取引基本表から作成されるものであり、同じ輸入品であっても、部門によって投入比率が異なることを、あらかじめ情報として知り得る場合に、それを利用して、国内の生産波及を求めようとするものである。

実体経済においては、国産品と輸入品の投入割合は需要側の部門によって異なるのが普通である。その点で、このモデルは、それを実際の割合で分割しているため、その時点の産業構造を的確につかむことができ、現状分析に適した逆行列係数であるといえる。しかし、同じ原材料等であっても、国産品・輸入品のどちらを使用するかは流動的であるため、国産品投入係数が安定的であるとはいえず、この面から予測等に適しているとは、必ずしも言えない。

(3) 影響力係数と感応度係数

ア 影響力係数

逆行列係数表の各列の計数は、当該列部門に対する最終需要（すなわち、国産品に対する需要）が1単位発生した場合において、各行部門において直接又は間接に必要となる生産量を示しており、その合計である「列和」は、当該列部門に対する最終需要1単位によって、産業全体に対して与える生産波及の大きさを表す。

そのため、部門別の列和を、列和全体の平均値で除した比率を求める、「どの列部門に対する最終需要があったときに、産業全体に与える生産波及の影響が強いか」という相対的な指標求めることができる。これが「影響力係数」と言われるものである。

$$A\text{部門の影響力係数} = \frac{A\text{部門の逆行列係数の列和}}{\text{逆行列係数の列和全体の平均値}}$$

イ 感応度係数

逆行列係数表の各行の計数は、各列部門に対してそれぞれ1単位の最終需要が発生した場合において、当該行部門において直接及び間接に必要となる供給量を示しており、その合計である「行和」は、当該行部門が、各部門から受ける生産波及の大きさを表す。

そのため、部門別の行和を、行和全体の平均値で除した比率を求める、「各列部門にそれぞれ1単位の最終需要があったときに、どの行部門が相対的に強い影響力を受けるか」とい

う相対的な指標を求めることができる。これが「感応度係数」と言われるものである。

$$A\text{部門の感応度係数} = \frac{A\text{部門の逆行列係数の行和}}{\text{逆行列係数の行和全体の平均値}}$$

(4) 最終需要項目別生産誘発額 等

ア 最終需要項目別生産誘発額

各行部門の国内生産額は、商品の生産活動の過程で必要とされる国産品の「中間需要」と、民間消費や資本形成、輸出として消費される国産品の「最終需要」の合計である。

しかし、中間需要として行われる取引も、究極的には、最終需要を過不足なく満たすために行われているものである。したがって、各行部門の国内生産額は、すべて国産品の最終需要に誘発されたものと考えることができる。

そこで、各行部門の国内生産額が、究極的に、どの最終需要項目によって誘発されたのかを表したものを作成したものを「最終需要項目別生産誘発額」といい、次のように計算する。

$$\begin{aligned} ① \text{ 最終需要項目別生産誘発額 (輸出以外)} \\ &= [I - (I - M) A]^{-1} \text{型の逆行列} \times \text{自給率 (対角行列)} \times \text{最終需要項目別の金額} \\ ② \text{ 輸出による生産誘発額} \\ &= [I - (I - M) A]^{-1} \text{型の逆行列} \times \text{輸出の金額} \end{aligned}$$

なお、最終需要項目別生産誘発額は、言い換えれば、各行部門の国内生産額を最終需要項目別に分解したことから、各行部門の最終需要項目別生産誘発額の合計は、当該部門の国内生産額に一致する。

イ 最終需要項目別生産誘発係数

最終需要項目別生産誘発額（例えば、民間消費支出による行部門ごとの生産誘発額）を、それに対応する最終需要項目合計額（例えば、民間消費支出の合計）で除した比率を「最終需要項目別生産誘発係数」という。

これは、最終需要項目が合計で1単位（品目別構成は、取引基本表から得られる品目別構成と同じという前提）増加した場合、各行部門の国内生産額がどれだけ増加するかを示すものとなっている。

なお、最終需要項目別生産誘発係数の行部門ごとの値を合計したものをもって、生産誘発係数と呼ぶ場合もある。

$$\text{民間消費支出による [行] } A\text{部門の生産誘発係数} = \frac{\text{民間消費支出による [行] } A\text{部門の生産誘発額}}{\text{民間消費支出の合計}}$$

ウ 最終需要項目別生産誘発依存度

各行部門ごとの国内生産額に占める最終需要項目別生産誘発額の項目別構成比を「最終需要項目別生産誘発依存度」という。

これは、各行部門の国内生産額が、どの最終需要の項目によってどれだけ誘発されたのかについてのウエイトを示したものである。

$$\text{〔行〕 A部門に関する民間消費支出の生産誘発依存度} = \frac{\text{民間消費支出による〔行〕 A部門の生産誘発額}}{\text{〔行〕 A部門の国内生産額}}$$

(5) 最終需要項目別粗付加価値誘発額 等

各列部門の国内生産額は中間投入額と粗付加価値額とで構成されているが、国内生産額は、前記(4)ア記載のとおり、最終需要によって誘発されるものである。したがって、国内生産額の一部である粗付加価値額も、最終需要によって誘発されると考えることができる。

各列部門の粗付加価値額を当該列部門の国内生産額で除した比率を「粗付加価値率」というが、これを最終需要項目別生産誘発額に乘じることで「最終需要項目別粗付加価値誘発額」を求めることができ、その合計は、各列部門の粗付加価値額に一致する。

$$\begin{aligned} &\text{最終需要項目別粗付加価値誘発額} \\ &= \text{粗付加価値率} \times \text{最終需要項目別生産誘発額} \end{aligned}$$

そして、最終需要項目別粗付加価値誘発係数及び同依存度については、最終需要項目別生産誘発係数及び同依存度と同様の計算式で求めることができる。

(6) 最終需要項目別輸入誘発額 等

ある最終需要が生じたとき、通常そのすべてが国内生産によって賄われるものではなく、一部は輸入によって賄われる。

産業連関分析の柱の一つは、ある最終需要が発生したときに、それを起因として誘発される各部門の生産額の大きさを計測することにあるが、同時にそれによって誘発される輸入額の大きさを求めることもできる。

つまり、各部門の輸入品投入率（輸入係数に投入係数を乗じたもの。また、輸入係数とは、各部門の輸入額を国内需要総額で除したもの）に最終需要項目別生産誘発額を乗じると、当該部門の生産活動に伴う原材料等の輸入品需要額が求められる。これに、最終需要の直接輸入額を加えたものが「最終需要項目別輸入誘発額」であり、その合計は、各部門の輸入額に一致する。

そして、最終需要項目別輸入誘発係数及び同依存度については、最終需要項目別生産誘発係数及び同依存度と同様の計算式で求めることができる。

2 産業連関分析上の留意点

投入係数や逆行列係数などを用いることにより行う産業連関分析は、産業連関表の利活用上の大きな柱である。しかし、その際には、次のような前提があることにも留意しなければならない。

(1) 投入係数の安定性

産業連関分析を行うに当たっての最も重要な前提是、投入係数が安定しているということである。「投入係数が安定している」とは、産業連関表を作成した年次の投入構造が、その後の年次においても、大きく変化しないということである。10 府省庁の共同事業として作成する産業

連関表は、基本的に5年周期で作成するものであることから、中間年を対象にした分析をする場合、基本的には、直近の産業連関表を用いることになる。しかし、投入係数が常に変動しているとすると、最終需要と国内生産額との間に一定の関係を求めることができない。そのため、分析の対象となる年次と作表年次の間においては、次に掲げる事項について大きな変化がないことを前提としている。

ア 生産技術

投入係数は、端的に言えば、ある特定の年次において採用されていた生産技術を反映したものであり、生産技術が変化すれば、当然、投入係数も変化すると考えられる。しかし、産業連関分析においては、分析の対象となる年次と作表年次の間において、生産技術に大きな変化がないという前提が置かれている。

イ 生産規模

各部門は、それぞれ生産規模の異なる企業、事業所群で構成されているが、同一商品を生産していたとしても、生産規模が異なれば、当然に生産技術の相違、規模の経済性などにより、投入係数も異なると考えられる。しかし、産業連関分析においては、分析の対象となる年次と作表年次の間において、各部門に格付けされた企業、事業所の生産規模に大きな変化がないという前提が置かれている。

ウ プロダクト・ミックス

同一部門に投入構造や単価の異なった複数の商品が格付けられている（これを「プロダクト・ミックス」という。）場合には、それぞれの投入構造や単価に変化がなくても、部門内の商品構成の変化により、その部門全体としての投入係数が変化することとなる。しかし、産業連関分析においては、分析の対象となる年次と作表年次の間において、部門内の商品構成に大きな変化がないという前提が置かれている。

エ 自給率

景気動向や対外政策等により、国外との経済取引は常に流動的であり、それに伴う自給率も常に変動する。しかし、産業連関分析においては、分析の対象となる年次と作表年次の間において、自給率に大きな変化がないという前提が置かれている。

産業連関分析は、以上のような投入係数の安定性を前提として行われるものである。しかし、実際には、分析の対象とする年次が作表の対象となった年次から離れるに従って投入係数が変化している可能性が高くなることに留意する必要がある。

また、取引基本表における各取引の大きさは、作表年次の価格で評価されているため、それぞれの財・サービスの相対価格が変化すると、技術構造が一定であったとしても、投入係数が変化する。時系列比較を行う場合には、このような相対価格の変化による影響を除去した固定価格評価（実質値）（第2部の●を参照）による接続産業連関表が必要となる。

さらに、作表年次の生産規模に対して極端に異なる規模の生産、需要等が生じた場合には規模の経済性効果により投入構造が変化している可能性が考えられることから、分析結果への慎重な解釈、対応等が望まれる。

なお、一部に、投入構造の安定性の意味について、「過去の年次の産業連関表と投入構造が同様であること」という理解が見られるが、投入構造の安定性とは、過去表との比較の観点で述べ

ているものではない。産業連関表の作成は、あくまで作成年次のデータを用いて行うものであり、推計の結果として、過去に作成した産業連関表と投入構造に変化していても、それ自体は、問題ない。

(2) その他の留意点

前記(1)で記載した投入係数の安定性のほか、産業連関分析を行うに当たっては、以下のような留意点がある。

ア 発生した最終需要の源泉は問わない

波及効果分析は、与件データとして需要額を与えることから始まるが、その需要額が何によってもたらされたかは考慮しない。

家計を例に取ると、一部の支出が増加した場合は、所得に変化がなければ、他の支出が減少する。その減少分は、いわばマイナスの経済波及効果をもたらしているといえる。もし、貯蓄を取り崩して消費を続けたとしても、貯蓄の減少は投資の減少を通じて、マイナスの経済波及効果をもたらす可能性がある。

産業連関分析は、あくまで生産・分配・支出の循環の一部分を切り取った分析であり、その他の部分では、変化がないことが前提となっている。

イ 波及の中断等

次に掲げるような場合には、波及の中断等により、短期的には、分析結果ほどの波及が生じないことがある。

(ア) 需要が生じたとしても、部門ごとに当該需要に応えられるだけの生産能力が常にあるとは限らない。発生した需要が生産能力を超えている場合、実際には、波及の中断が生じる場合がある。

(イ) 需要が生じても、過剰在庫を抱えている部門においては、過剰在庫の放出で対応することが考えられ、その場合には、期待する程の波及効果が生じない可能性がある。

(ウ) 需要の増加による雇用者数の誘発についても、現状の人員の範囲で時間外勤務の増加で対応した場合、雇用増には結びつかない場合がある。

ウ 仮設部門等による影響

取引基本表の内生部門は、アクティビティベースに基づき部門分類を設定しているが、その中には、独立した一つの産業部門とは考えられないものの、取引基本表作成上の便宜から、「仮設部門」を設けている。これにより、その分だけ国内生産額が実際より大きくなっているため、波及効果も、その分、大きくなる。

エ 波及効果が達成される時期

産業連関分析において、波及効果が、いつの時点で達成されるかは明確にされない。

第3章 我が国における産業連関表作成事業の沿革

1 我が国における産業連関表の作成状況

我が国の行政機関による産業連関表は、経済審議庁（後の経済企画庁、現在の内閣府）、通商産業省（現在の経済産業省）等が、それぞれ独自に、昭和26年を対象年次とする試算表を作成した後、昭和30年を対象年次とするもの以降は、関係府省庁の共同事業として作成している。

昭和26年表以降、前回の平成17年表までの作成状況や主な変更点については、以下のとおりである（表4-3-1を参照。平成23年表における変更等については、第1部第3章を参照）。

(1) 昭和26年（1951年）表

日本の行政機関が作成する産業連関表は、昭和26年を対象年次として経済審議庁及び通商産業省が、それぞれ独自に作成し、昭和30年に試算表として公表したものを嚆矢とする。

また、農林省（現在の農林水産省）も同時期に農林部門を中心とする簡易表を作成している。

しかし、経済審議庁が作成した産業連関表が国民経済計算に対応した9部門表であったのに対して、通商産業省のそれは182部門という大型の表であったことが示すように、両表は、同じように全産業を対象にしたものでありつつも、それぞれ別個の分類、概念及び推計方法によって作成されたものであり、両表の間には少なからぬ計数上の隔たりが見られた。

このため、行政管理庁（後の総務庁、現在の総務省）の諮問機関である統計審議会から、整合性のとれた産業連関表を関係省庁において統一的に作成することが望ましい旨の答申が行われた（昭和30年6月30日。後記2(2)を参照）。

(2) 昭和30年（1955年）表

昭和26年表が作成、公表されて以降、経済企画庁が昭和28年（1953年）表及び昭和30年（1955年）簡易表を作成し、通商産業省が昭和29年（1954年）簡易延長表及び昭和30年（1955年）予備表等を作成するなど、産業連関表が実験段階から実用の段階へと移行するにつれて、新しい年次を対象として、より精度の高い産業連関表の作成が強く要請されることとなった。このような気運は、前記昭和30年6月30日の答申の趣旨と相まって各省庁の統一的な予算要求として具体化した。また、昭和32年3月には、関係省庁による打合せ会議を開催し、共同で産業連関表を作成するとの方針を決定した。

これを受けて、昭和32年度において、行政管理庁、経済企画庁、農林水産省、通商産業省及び建設省（現在の国土交通省）の5省庁と集計、製表を担当する総理府統計局（後の総務府統計局、現在の独立行政法人統計センター）を加えた6省庁の担当者からなる作業部会（後に幹事会）が組織され、部門分類の設定及び概念・定義、生産額等の評価方法、基礎資料の利用可能性等について検討を行った。その結果を踏まえて、昭和33年4月から本格的な共同の作成作業を開始した。

作業は、昭和33年度及び34年度にわたって行ったが、作業の開始に際して、対象年次を昭和30年とすることとした。これは、

- ① 作業が開始された昭和33年当時において、利用可能な最新の基礎資料の大部分は、昭和30年のものであったこと

- ② 昭和 30 年の経済状況が比較的安定したものであったこと
- ③ 国民所得統計や各種の経済指標の基準年次が昭和 30 年となる見込みがあったことなどによるものである。

そして、2か年度にわたる作業の結果として、昭和 35 年 6 月に一次表を、翌 36 年 6 月には最終表をそれぞれ公表した。

(3) 昭和 35 年 (1960 年) 表

昭和 30 年表は、各省庁の共同作業により作成した産業連関表としては最初のものとなったが、作成当時においては、その後も継続して作成することは必ずしも考えられていなかった。

しかし、この昭和 30 年表には、国民経済計算の主要勘定である国民所得統計との整合性、部門分類の在り方等について、なお改善すべき点があった。また、その後における技術革新等に伴う産業構造の変化には著しいものがあり、当時の所得倍増計画の検討資料等としても必要とされるなどの事情が生じ、新たな年次の産業連関表の作成が強く要請されることとなった。

このような状況を背景として、昭和 35 年表の作成に関する統一的な予算要求が認められると同時に、昭和 35 年表以降においても、5 年ごとに関係省庁による共同事業として産業連関表を作成するという現在のような体制が確立された。

昭和 35 年表の作業は、昭和 37 年度及び昭和 38 年度の 2 か年度にわたる継続事業として実施した。その際、総理府統計局が担当していた機械による集計、製表を通商産業省が受け持つこととなったほか、昭和 30 年表の作成に当たった省庁に加えて、新たに運輸省（現在の国土交通省）及び労働省（現在の厚生労働省）が参加し、7 省庁の共同事業体制によって進めることとなった。

作成に当たっては、昭和 30 年表の経験を踏まえ、将来、長期にわたって使用可能な枠組みとなるようにするため、学識経験者及び関係省庁の協力の下に、詳細な検討を行った。その結果、国民経済計算とより一層整合性のとれた産業連関表のフレームが作成されることとなった。また、部門分類と概念・定義の在り方についても、長期の時系列比較や国際比較性の面から基本的な改善を加え、原則として、日本標準産業分類及び国際標準産業分類に準拠した部門分類を採用することとなった。

(4) 昭和 40 年 (1965 年) 表

昭和 40 年表は、国民経済計算の基準としての体系が確立された昭和 35 年表に続くものであり、なお残された問題について改善を図ったほかは、時系列分析が損なわれないようにするために、基本的なフレームの変更は行わず、その後の新産業や成長産業の出現等の変化に対応した部門の新設・分割・統合等が行うにとどまった。

推計結果の公表は、昭和 44 年 7 月に行い、利用方法の高度化等に伴い、基本分類による取引基本表を初めて発表した。

また、昭和 40 年表の公表後、昭和 35 年表との時系列比較のため、初めて「昭和 35 年 (1960 年) - 40 年 (1965 年) 接続産業連関表」を作成・公表した。

(5) 昭和 45 年 (1970 年) 表

昭和 45 年表の場合も、基本的には前回表である昭和 40 年表のフレームを基本としつつ、その

後、国際標準産業分類の改訂（1968年）や68SNAの提示があったため、これらに対する部門分類等の取扱いの面で改善を行った。

また、付帯表として、これまで作成していたものに加えて、固定資本マトリックス及び雇用マトリックスを、新たに作成した（昭和55年表以降に作成される自家輸送マトリックスの前身となる自家用自動車輸送表についても、大くくりな区分で作成したが、昭和50年表では作成していない。）。

（6）昭和50年（1975年）表

昭和50年表の大きな特徴は、68SNAの提唱に基づき、基本分類に「生産活動主体分類」の機能を持たせたことである。つまり、基本分類を、①産業、②対家計民間非営利サービス生産者、③政府サービス生産者の三つに分割し、これに伴い、特に政府サービス生産者については、従来、生産活動とはみなされていなかった部分を含めて内生部門に格付けたことである。これに合わせて、政府サービス生産者については、産業連関表独自のものとして、「公務」及び「非公務」の区分を設け、それぞれに対応した取扱いを行うこととした。

なお、昭和50年表の作成に当たって、新たに大蔵省（現在の財務省）、文部省（現在の文部科学省）、厚生省（現在の厚生労働省）及び郵政省（現在の総務省）の4省が加わり、それまでの7省庁の共同事業体制から11省庁による体制となった。

（7）昭和55年（1980年）表

昭和55年表は、前回の昭和50年表と比較して、生産額の増減等に伴う部門の分割等のほかには、特に大きな変更はない。

なお、それまで通商産業省が受け持っていた機械による集計、製表の作業を、行政管理庁が行うこととなった。

また、結果の公表については、計数が確定した段階で、刊行物による公表を待たずに、磁気テープの提供による公表を行うこととなった。

（8）昭和60年（1985年）表

昭和60年表では、昭和55年以降、我が国の産業構造がかなりの速さで変化していること及び日本標準産業分類が昭和59年1月に全面改定され、昭和60年4月から施行されることになったことに伴い、製造業部門を中心に、表の作成及び利用の両面を考慮して、大幅な部門分類の改定を行った。

また、基本分類に付されている分類コードについて、「その他の〇〇」部門の場合には、5～6桁を「09」に、修理部門の場合には、5～6桁を「10」にするなどの見直しを行った（ただし、基本分類から統合大分類までの一貫した分類コードの見直しについては、平成23年表において行った。第1部第3章6(3)を参照）。

（9）平成2年（1990年）表

平成2年表では、昭和60年表を基本としつつ、特にサービス部門の分割、部門の新設等を行うとともに、サービス業に関する推計基礎資料を充実させるなどサービス業部門の推計方法の改善を図った。

物品賃貸業については、従来の原則「使用者主義」による推計を、すべて「所有者主義」による推計に改めるとともに、自家活動部門の見直しを行った。

また、平成元年から導入されて間もない消費税の納税額については、「営業余剰」の範囲に含めた。

(10) 平成 7 年 (1995 年) 表

平成 7 年表では、基本的なフレームは従前を踏襲しつつ、93 SNAへの勧告の趣旨を踏まえた対応と日本標準産業分類の改定（平成 5 年 10 月）に対応した部門分類の設定を行うとともに、平成 2 年（1990 年）表に引き続きサービス部門の拡充と推計基礎資料の充実を図った。

また、生産活動主体分類の一環として設けていた「非公務」の区分について、「非公務＝民間」との誤解が生じ得ることを踏まえ、「準公務」に変更したほか、消費税の納税額について、「間接税」に含めて表章する方式に変更した。

(11) 平成 12 年 (2000 年) 表

平成 12 年表では、平成 7 年表を基本としつつ、経済構造の変化を的確にとらえるため、「介護」部門、「再生資源回収・加工処理」部門の新設など、部門の見直しを行うとともに、93 SNAへの勧告の趣旨を踏まえた対応を行った。

また、平成 13 年 1 月の中央省庁の再編及び環境省の共同事業への参加により、10 府省庁の共同事業体制となった。

(12) 平成 17 年表 (2005 年) 表

平成 17 年表では、平成 12 年表と大きな変更はないが、情報通信の高度化に伴い、情報通信に関する部門及び情報関連の製造業に関する部門の再編等を行った。

2 産業連関表に関する統計審議会及び統計委員会への諮問及び答申

統計行政を行う上での諮問機関である統計審議会（平成 19 年 9 月 30 日まで）及び統計委員会（平成 19 年 10 月 1 日以降）に対して付議された産業連関表関連の案件は、次表のとおりであり、それぞれの諮問文及び答申分は、(1)～(5)のとおりである（諮問及び答申文中の用字及び送り仮名については、原文のままである。）。

[統計審議会]

諮問番号	件 名	諮問日	答申日
17	インプット・アウトプット表の推計の実施について (答申時は、「産業連関表の推計の実施について」)	昭 28. 7. 16	昭 28. 11. 20
21	政府が行う産業連関表の作成について	昭 29. 4. 9	昭 30. 6. 30
90	昭和 30 年産業連関表と国民所得統計の間の調整について	昭 37. 8. 31	(答申なし)
118	経済計算の新体系について	昭 42. 10. 17	昭 43. 1. 19

[統計委員会]

諮問番号	件 名	諮問日	答申日
26	産業連関表の基幹統計としての指定について	平 22. 5. 21	平 22. 6. 18

表4-3-1 我が国における産業連関表の作成状況

対象年次	昭和26年	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年表
基本分類部門数	9×9 経済審議庁 182×182 通商産業省	310×278	453×339	447×341	541×407	554×405	541×406	529×408	527×411	519×403	517×405	512×407
公表年月	昭和30年 7月	昭和36年 6月 (一次表: 昭和35.6)	昭和39年 5月	昭和44年 7月	昭和49年 1月 (速報: 昭48.7.5)	昭和54年 1月 (速報: 昭53.6.30)	昭和58年 12月 (速報: 昭58.6.21)	平成元年 12月 (速報: 昭63.10.14)	平成6年 2月 (速報: 平5.10.26)	平成11年 3月 (速報: 平10.9.22)	平成16年 3月 (速報: 平15.8.29)	平成21年 3月 (速報: 平20.8.25)
作成担当機関	経済審議庁 通商産業省 (農林省) 行政管理庁 経済企画庁 農林省 通商産業省 建設省 総理府統計局 (集計、製表)	行政管理庁 経済企画庁 農林省 通商産業省 建設省 運輸省 厚生省 労働省 建設省	同 左 同 左	行政管理庁 経済企画庁 大蔵省※ 文部省※ 厚生省※ 農林省 通商産業省 運輸省 郵政省※ 労働省 建設省	行政管理庁 経済企画庁 大蔵省※ 文部省※ 厚生省※ 農林省 通商産業省 運輸省 郵政省※ 労働省 建設省	同 左 同 左 (農林省は昭和53年7月に改称され、農林水産省となつた。)	同 左 (行政管理庁は昭和59年7月に改組され、総務省となりた。)	同 左 (平成10年6月に大蔵省から金融監督庁(平成12年7月以降は金融庁)が分離したことを受け、金融監督庁も共同事業に参加)	同 左 総務省 内閣府 金融庁 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省※	同 左	同 左	同 左
主な改正点等	・我が国の行政機関としての初めての産業連関表	・各省庁共同事業による初めての産業連関表	・生産者実際価格評価方法を採用 ・日本標準産業分類に準拠した分類の採用 ・機械による集計・製表を通商産業省が担当	・基本分類による取引基本表を初めて公表 ・接続産業連関表(昭和35-40)を初めて作成	・国際標準産業分類の改訂への対応 ・68SNAへの対応 ・固定資本マトリックス・雇用マトリックスを新たに公表	・68SNAに従い、基本分類に「生産活動主体分類」の機能も付与	・機械による集計・製表を行政管理庁が担当	・日本標準産業分類の改定に対応した部門分類の設定	・サービス業の推計方法の改善 ・物品賃貸業を「所有者主義」で統一	・93SNAへの対応 ・日本標準産業分類の改定(平成5年10月)に対応した部門分類の制定	・93SNAへの対応 ・経済構造の変化を的確にとらえるための部門の見直し	・情報通信連部門の再編

(注) 作成担当機関欄の「※」は、その年の表から新たに参加した機関である。

(1) 産業連関表の推計の実施について

昭和28年7月16日

諮詢第17号

インプット・アウトプット表の推計の実施について

貴会の御審議をお願いしたい。

理由

近年主要国の政府機関においてインプット・アウトプット表の推計(又は産業連関の研究)が行われ、既に発表を見たものも少くない。(英・米・日・諸・丁等)

我国政府としてもこの推計に着手することを適当と考えるので、この作業の性質に鑑み、学識経験者及び各省の統計調査機関から専門委員を選出し、推計の企画及び運営を図る必要がある。

これが諮詢の理由である。

昭和 28 年 11 月 20 日

諮問第 17 号の答申

産業連関表の推計の実施について

統計審議会に政府の行政機関が行う産業連関表作成のための研究、連絡及び調整を目的とする部会を設置し、委員は学識経験者と各省担当官を以て構成することが妥当である旨を答申する。

(2) 政府が行う産業連関表の作成について

昭和 29 年 4 月 9 日

諮問第 21 号

政府が行う産業連関表の作成について

右の件について御審議をお願いしたい。

理 由

政府が産業連関表を作成するについて、これらを如何に研究し連絡、調整を行うべきかの方途を得たい。

これが諮問の理由である。

昭和 30 年 6 月 30 日

諮問第 21 号の答申 (一)

政府が行う産業連関表の作成について

経済審議庁及び通商産業省の両省が、別個に作成した昭和 26 年の産業連関表は両省の数字の間に若干の差異が認められる。

これは主として部門分割、定義及び推計方法が異なることに因るものであり、早急に両省の調整を行うことは困難である。

しかしながら、両者は試算の段階にあるので、この表を試算として一般の利用に供することは差支えないと思われる。

なお、今後、産業連関表について一層研究を進め、統一された方針に基いて新たな産業連関表が完成されることが望ましい。

(注) (二) 以降の答申はなされていない。

(3) 昭和 30 年産業連関表と国民所得統計の間の調整について

昭和 37 年 8 月 31 日

諮問第 90 号

昭和 30 年産業連関表と国民所得統計の間の調整について

標記について、貴会の御審議を得たい。

理　　由

産業連関表と国民所得統計とは本来齊合すべきものであるが、昭和 30 年の推計には若干の不齊合が認められるので、昭和 35 年産業連関表および将来の産業連関表の作成にあたり、産業連関表の概念、推計方法ならびに推計結果を最善にするため、まず上記両勘定の調整について検討する必要がある。

(注) 諒問に対する答申は行われていない。

(4) 経済計算の新体系について

昭和 42 年 10 月 17 日

諒問第 118 号 経済計算の新体系について

きたる第 15 回国際連合統計委員会において採択が予定されている “A System of National Accounts and Supporting Tables” (SNA) の改訂に関する問題について、貴会の御審議を得たい。

理　　由

SNAの改訂について、1964 年 12 月に国際連合において専門家会議が行なわれて以来各種の国際会議等を通じて検討が重ねられてきたが、きたる第 15 回統計委員会における採択を目途として各国に最終案が提示されており、わが国としてもこれに関する今後の態度を取りまとめるべき段階にあるので、わが国の経済計算諸統計の実情および問題点を勘案して、これを総合的に検討する必要がある。

昭和 43 年 1 月 19 日

諒問第 118 号の答申 (一) 経済計算の新体系について

SNA改訂案の採択が予定されている第 15 回国際連合統計委員会の期日を目途として現段階における同改訂案を検討した結果、さしあたつて以下の結論を得たので答申する。なお、SNA改訂案はぼう大かつ精ちであつてさらに詳細に技術的検討を加えるべき問題点が多く、また同案採択後においても計数の国際連合への報告様式、国民貸借対照表、所得分布等の問題その他について国際的にわが国の意見を表明すべき機会があると予想されるので、今後もひき続き、SNA改訂案(採択後にあつては新SNA、以下同じ)の審議を行なう予定である。

1. 國際会議における発言、国際連合機関からの照会に対する回答その他を通じて必要がある場合、今回の改訂に関して、わが国の表明すべき基本的な意見ないし態度は、現段階においては、別紙の趣旨によることが望ましい。
2. わが国の国民所得統計、産業連関表、資金循環表等の経済計算諸統計に関しては、今回のSNAの改訂に伴いさしあたつて変更を加えることを考慮することなく、十分な期間をかけてSNA改訂案の内容および諸外国の経済計算の動向について詳細な検討を行なつたうえ、慎重にその方向を定めることが望ましい。
3. 経済計算諸統計の整備ないし改善のためには、基礎統計資料の問題が重要であるので、今後経済計算の基礎資料としての観点から、わが国の統計体系について、根本的な検討を加えることが望ましい。

(別 紙)

今回のSNA改訂に関する現段階における
わが国的基本的意見および態度

SNA改訂案を国民経済計算の整備と統合化の基本的方向を示すガイドラインとして高く評価し、この限りにおいて、国際連合統計委員会における同案の採択に賛成するものとする。

しかし、同案の具体的な詳細および今後の統合化の方法に関しては、理論面および実際面ともに問題が多いので、各国における推計の可能性ならびに分析上および政策上の利用度を考慮しつつ、ひき続き慎重に検討を進めてゆく必要を主張するものとする。

特に、改訂後の新SNAにもとづく国際連合への報告様式の設定に関しては、各国の統計事情や経済の発展段階に照らして、報告の可能性、有用性および現行の報告様式との継続性の観点から、その内容、頻度および実施のスケジュールについて、十分に時間をかけ、詳細に検討をつくす必要を、強調するものとする。

(注) (二) 以降の答申はなされていない。

(5) 産業連関表の基幹統計としての指定について

平成22年5月21日

諮問第26号

産業連関表の基幹統計としての指定について（諮問）

標記について、別紙の理由により指定するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第7条第1項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

(別 紙)

諮 問 の 概 要

（産業連関表の基幹統計としての指定について）

1 産業連関表（下記注参照）は、財・サービスの生産に関するフローの面を対象として、生産と需要について、経済を構成する多数の部門間の相互関連として把握するものであり、当該把握を通して、生産活動における産業相互の連関構造（中間投入）、生産活動と最終需要面（消費、投資、輸出等）・付加価値面（賃金、利潤等）との関連といった国の基本的な経済構造を明らかにしている重要な加工統計である。産業連関表は、年次経済財政報告等国の経済見通しや各種経済政策・計画の作成、個別施策の経済波及効果分析等に広く用いられているほか、国民経済計算等の各種経済統計や地方公共団体が作成している地域産業連関表の基礎データにもなっている。

（注）「産業連関表」とは取引基本表を指し、係数表及び付帯表は産業連関表に含まれない。

2 また、産業連関表は、そこから導出される投入係数、逆行列係数等の各種係数を利用することにより、消費、投資、輸出などの最終需要の変化が各産業の財・サービスの生産に及ぼす影響などを計数的に明らかにすることが可能である。このため、産業連関表は、民間企業における関係業界の動向の将来予測、シンクタンクにおけるイベント事業の経済波及効果の算出等にも幅広く用いられている。

3 さらに、産業連関表は、国際連合が示している国民経済計算体系において、それを構成する5つのサブシステムの1つに位置づけられており、原則として、国際連合のガイドラインに準拠して作成し

ていることから、基本的に国際比較可能性が確保されている。このため、我が国の産業連関表はOECD（経済協力開発機構）が構築している産業連関データベースに登載され、国際機関や各国の政府、研究機関等において各国の産業構造の比較等に広く利用されている。

- 4 こうしたことから、産業連関表は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項第 3 号の基幹統計の 3 要件のうち、同号イの「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」については上記 1 の点により、同号ロの「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」については上記 2 の点により、同号ハの「国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計」については上記 3 の点により、いずれの要件にも該当するものと考えられる。
- 5 なお、産業連関表の重要性にかんがみ、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）においても、新たに基幹統計として整備する統計の一つに掲げられているところである。
- 6 以上の理由から、産業連関表を基幹統計に指定することとしたい。

平成 22 年 6 月 18 日

諮詢第 26 号の答申

産業連関表の基幹統計としての指定について

本委員会は、産業連関表の基幹統計としての指定について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1. 指定の適否 産業連関表については、統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項第 3 号の基幹統計の要件に該当しているため、基幹統計として指定することは適当である。
 2. 理由 産業連関表は、生産活動における産業相互の連関構造及び生産活動と最終需要面・付加価値面との関連という国の基本的な経済構造を明らかにしている重要な加工統計である。このため、産業連関表は、国の経済見通し等の作成及び国民経済計算等の各種経済統計の作成のための基礎データになっているほか、シンクタンクによるイベント事業の経済波及効果分析等に広く用いられている。
また、産業連関表は、国際連合が示している国民経済計算体系のガイドラインに準拠して作成され、基本的に国際比較可能性が確保されているため、国際機関等において各国の産業構造の比較等に広く利用されている。
このように、産業連関表は、全国的な政策の企画立案・実施の上で特に重要な統計であり、民間における意思決定等にも広く利用され、国際比較を行う上でも特に重要な統計と位置づけられ、法第 2 条第 4 項第 3 号の基幹統計の要件に該当するものと考えられる。
- したがって、産業連関表を基幹統計として指定することは適当である。